# 第 3 章　対象事業予定区域及びその周囲の概況

事業予定区域及びその周囲の概況について、「地域の自然的状況」と「地域の社会的状況」に分けて整理した。調査対象地域は最終処分場という事業の特性及び地形等の状況を勘案して、大野城市及び福岡市博多区のうち原則として図 3-1 に示す範囲とし、項目の内容により必要に応じて拡大又は縮小した。

## 3.1　地域の自然的状況

地域の自然的状況は、図 3-1 に示す調査対象地域を対象に以下の項目について整理する。

① 地域の自然的状況
② 大気質
③ 水環境の状況
④ 土壌及び地盤の状況
⑤ 地形及び地質の状況
⑥ 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

**図 3-1　調査対象地域**

## （1） 大気環境の状況

### 1） 気象

事業予定区域に最も近い博多地域気象観測所の位置を図 3-2 に、また博多観測所の観測結果を表 3-1 に示す。

事業予定区域が位置する大野城市は日本海型気候区に属しているため冬の曇天が多くなるが、雨量は少ないという特徴がある。年平均気温は 16.8℃、年間最高気温は 7 月の 36.0℃、最低気温は 2 月の-2.0℃となっており、年間降水量は 1,753mm で、6 月と 8 月の月間降水量が多い。年平均風速は 3.4m/s、月平均風速の最大は 2 月と 12 月の 4.0m/s、最小は 9 月と 10 月の 2.9m/s である。

表 3-1　博多地域気象観測所の観測結果（平成 20 年）

| 気象要素 | | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 年間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 気温（℃） | 日平均 | 7.1 | 5.8 | 10.2 | 14.9 | 19.3 | 22.1 | 28.6 | 27.3 | 24.8 | 19.8 | 12.9 | 8.6 | 16.8 |
| | 最高 | 17.5 | 15.9 | 22.5 | 25.6 | 29.5 | 31.2 | 36.0 | 35.8 | 32.2 | 28.1 | 24.2 | 18.1 | 36.0 |
| | 最低 | -0.1 | -2.0 | 0.7 | 5.2 | 9.5 | 11.3 | 17.8 | 20.1 | 15.9 | 11.2 | 3.0 | -0.5 | -2.0 |
| 降水量（mm） | | 59.0 | 50.0 | 157.5 | 107.0 | 149.5 | 368.0 | 48.0 | 484.0 | 172.0 | 14.0 | 66.0 | 79.0 | 1,753 |
| 平均風速（m/s） | | 3.4 | 4.0 | 3.7 | 3.6 | 3.4 | 3.2 | 3.6 | 3.3 | 2.9 | 2.9 | 3.1 | 4.0 | 3.4 |

備考）気温の「最高」「最低」は月極値をそれぞれ示す。
資料：「気象庁ホームページ（http://www.jma.go.jp/jma/index.html）」（平成 22 年 1 月取得、気象庁）

## (2) 大気質

### 1) 大気質の状況

事業予定区域に最も近い太宰府一般大気測定局の位置を図 3-2 に、また太宰府局の大気質の状況（環境基準等との整合性）を表 3-2 に示す。

太宰府局では、二酸化硫黄と二酸化窒素は環境基準を満足しているが、浮遊粒子状物質と光化学オキシダントが環境基準を超過している。

一般大気中のダイオキシン類の状況（環境基準との整合性）を表 3- 3 に示す。大野城市内では 5 地点で調査が行われており、いずれの地点も環境基準を満足している。なお、福岡市博多区では調査が行われていない。

表 3-2　大気質の状況（平成 19 年度）

| 項　　目 | | 測定結果 | 評価 | 環境基準等 | 適否 |
|---|---|---|---|---|---|
| 二酸化硫黄 | 年平均値 | 0.005 | — | — | — |
| | 1 時間値の最高値 | 0.032 | 短期的 | 1 時間値が 0.1ppm 以下であること | ○ |
| | 日平均値の 2%除外値 | 0.009 | 長期的 | 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること | ○ |
| 二酸化窒素 | 年平均値 | 0.014 | — | — | — |
| | 1 時間値の最高値 | 0.055 | 短期的 | 1 時間値が 0.1～0.2ppm までのゾーンまたはそれ以下であること* | ○ |
| | 日平均値の 98%値 | 0.027 | 長期的 | 日平均値の 98%値が 0.04～0.06ppm までのゾーンまたはそれ以下であること | ○ |
| 浮遊粒子状物質 | 年平均値 | 0.024 | — | — | — |
| | 1 時間値の最高値 | 0.374 | 短期的 | 1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること | × |
| | 日平均値の 2%除外値 | 0.064 | 長期的 | 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³ 以下であること | ○ |
| 光化学オキシダント | 昼間の年平均値 | 0.033 | — | — | — |
| | 昼間の 1 時間値の最高値 | 0.121 | 短期的 | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること | × |

資料：「平成 20 年度版 公害関係測定結果」（平成 21 年、福岡県）
＊：環境基準が設定されていないことから、中央公害審議会答申（昭和 53 年 3 月）を示した。

表 3- 3　ダイオキシン類の状況（平成 18 年度）　　［単位：pg-TEQ / m³］

| 調査地点 | | 測定結果（平均値） | 環境基準 | 適否 |
|---|---|---|---|---|
| 大野城市 | 南が丘 | 0.20 | 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下 | ○ |
| | 東大利 | 0.024 | | ○ |
| | 乙金台 | 0.020 | | ○ |
| | 山田 | 0.017 | | ○ |
| | 仲畑 | 0.028 | | ○ |

資料：「平成 19 年度版 公害関係測定結果」（平成 20 年、福岡県）

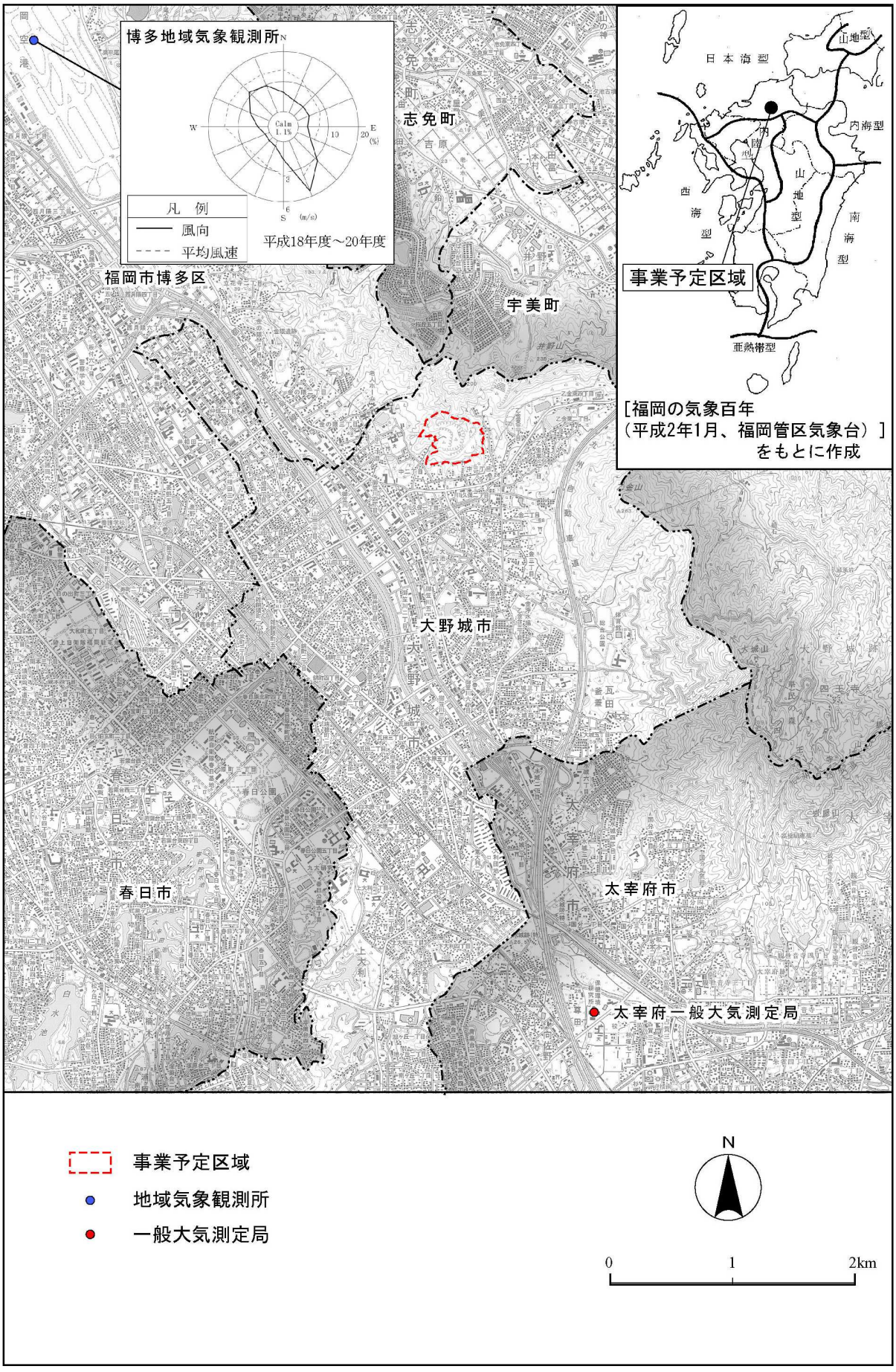


**図 3-2　気象観測所と一般大気測定局の位置**

### 2） 騒音

調査対象地域での道路交通騒音の測定地点を図 3-3 に、測定結果を表 3-4 に示す。

事業予定区域に最も近接している県道水城下臼井線及び県道福岡日田線は、昼夜ともに要請限度を満足している。一般国道 3 号（上り）は、夜間に要請限度を超過している。なお、調査地域内において、環境基準の達成状況を把握するための調査は行われていない。

また、調査地域には福岡空港があり、航空機が頻繁に往来する。航空機騒音の測定結果は表 3-5 に示すとおりであり、いずれの地点も環境基準を満足している。

表 3-4　自動車騒音の結果（平成 19 年度）

| 番号 | 測定地点名 | 類型 | 路線名 | 車線数 | 騒音レベル（dB） | | 要請限度（dB） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| ① | 川久保 1 丁目 | b | 県道水城下臼井線 | 2 | 67 | 59 | 75 | 70 |
| ② | 御笠川 2 丁目 | c | 一般国道 3 号（上り） | 2 | 75 | 72 | 75 | 70 |
| ③ | 雑餉隈町 | b | 県道福岡日田線 | 2 | 69 | 66 | 75 | 70 |

注）　網掛けは騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を超過していることを示す。
資料：「平成 20 年度版 公害関係測定結果」（平成 21 年、福岡県）

表 3-5　航空機騒音の測定結果（平成 19 年度）

| 地図番号 | 測定地点名 | 類型 | 測定結果（WEPCNL） | 環境基準（WEPCNL） |
|---|---|---|---|---|
| ④ | 大野城市中 1 丁目 | Ⅱ | 67 | 75 |
| ⑤ | 大野城市栄町 1 丁目 | Ⅱ | 72 | |
| ⑥ | 大野城市曙町 2 丁目 | Ⅱ | 74 | |
| － | 大宰府市向佐野※ | Ⅱ | 68 | |

注）の大宰府一般大気測定局と同一地点（図 3-2 参照）
資料：「平成 20 年度版 公害関係測定結果」（平成 21 年、福岡県）

### 3） 振動

調査対象地域では、振動に関する調査は実施されていない（「平成 20 年度版 公害関係測定結果」（平成 21 年、福岡県）より）。

### 4） 悪臭

調査対象地域では、悪臭に関する調査は実施されていない（「平成 20 年度版 公害関係測定結果」（平成 21 年、福岡県）より）。

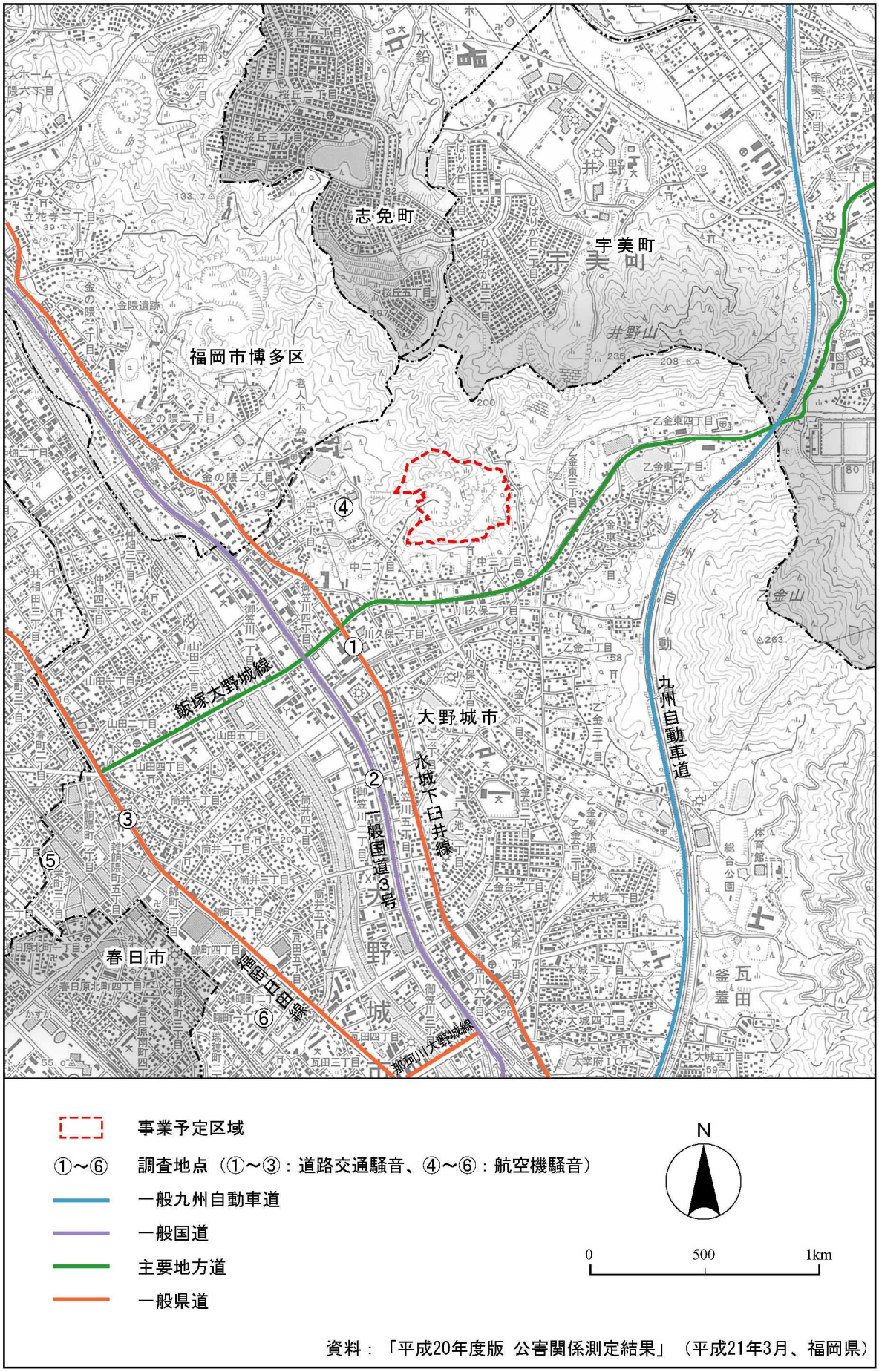
志免町
宇美町
福岡市博多区
大野城市
春日市
飯塚大野城線
水城下臼井線
一般国道3号
那珂川大野城線
九州自動車道
井野山
乙金山
事業予定区域
①～⑥
調査地点（①～③：道路交通騒音、④～⑥：航空機騒音）
一般九州自動車道
一般国道
主要地方道
一般県道
N
0
500
1km
資料：「平成20年度版 公害関係測定結果」（平成21年3月、福岡県）

**図 3-3　騒音の調査地点**

### (3) 水環境の状況

#### 1) 水象

事業予定区域周辺には主要河川として、御笠川とその支川の牛頸川と川久保川がある。これら 3 河川の概要を図 3-4 及び表 3-6 に示す。

御笠川の本川は、福岡県太宰府市の宝満山を源として、福岡市の博多湾に注ぐ流域面積 94.0km²、流路延長 23.72km の二級河川である。

事業予定区域周辺の溜池の状況を図 3-5 に示す。事業予定区域から御笠川に向かう経路には、片池と宮の池の 2 つの溜池が存在している。

表 3-6　主要河川の概要

| 水系 | 河川名 | 区分 | 流域面積（km²） | 流路延長（km） |
|---|---|---|---|---|
| 御笠川水系 | 御笠川 | 本川 | 94.0 | 23.72 |
| | 牛頸川 | 1 次支川 | ― | 8.24 |
| | 川久保川 | 1 次支川 | 2.9 | 2.95 |

資料：「那珂土木事務所管内図」（平成 19 年、福岡県）
「福岡県ヒアリング」（平成 22 年 1 月取得、福岡県）
「大野城市ヒアリング」（平成 22 年 1 月取得、大野城市）

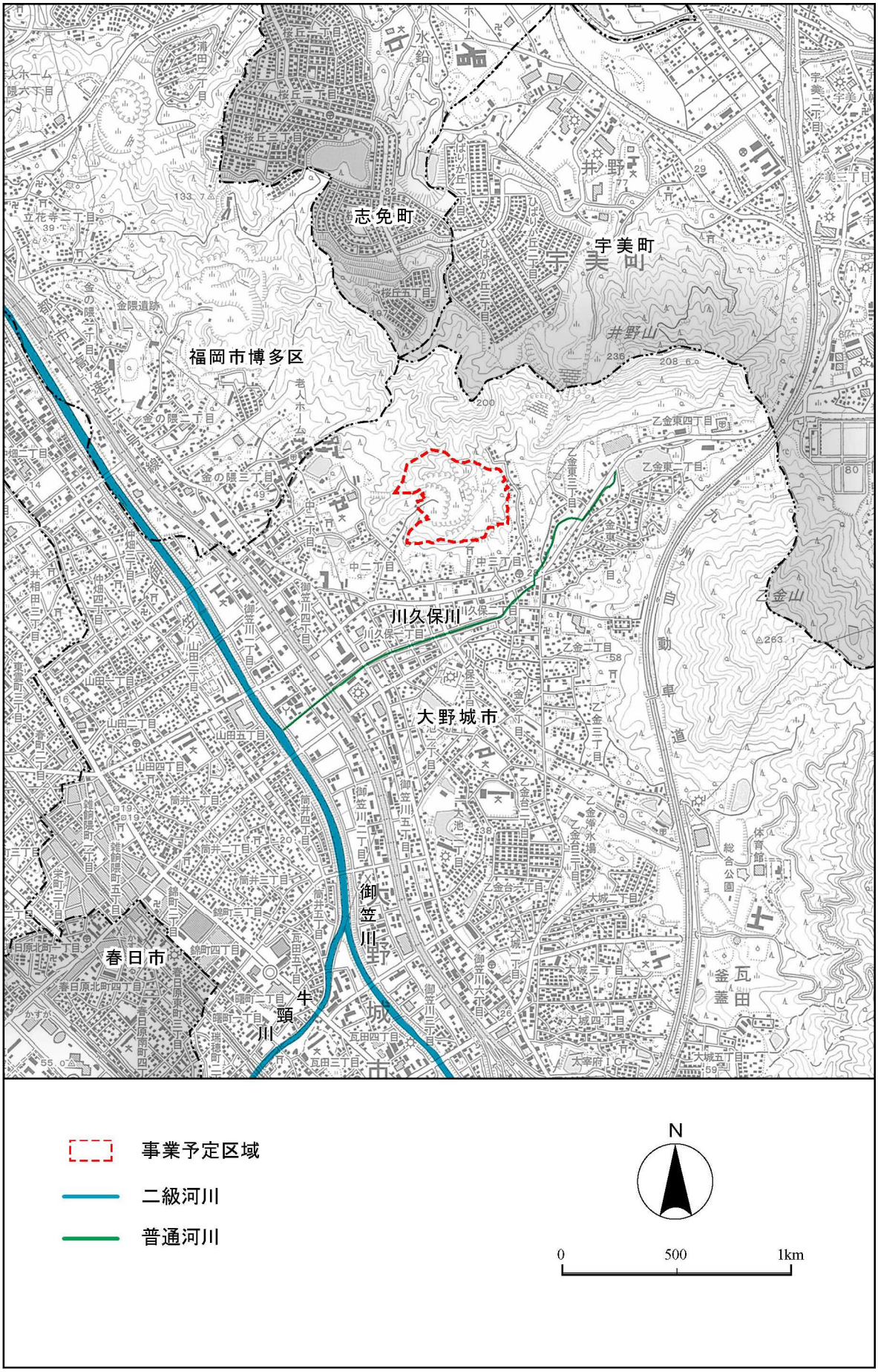
志免町
宇美町
福岡市博多区
井野山
乙金山
川久保川
大野城市
御笠川
春日市
牛頸川
瓦田
事業予定区域
二級河川
普通河川
N
0
500
1km

**図 3-4　河川の位置**

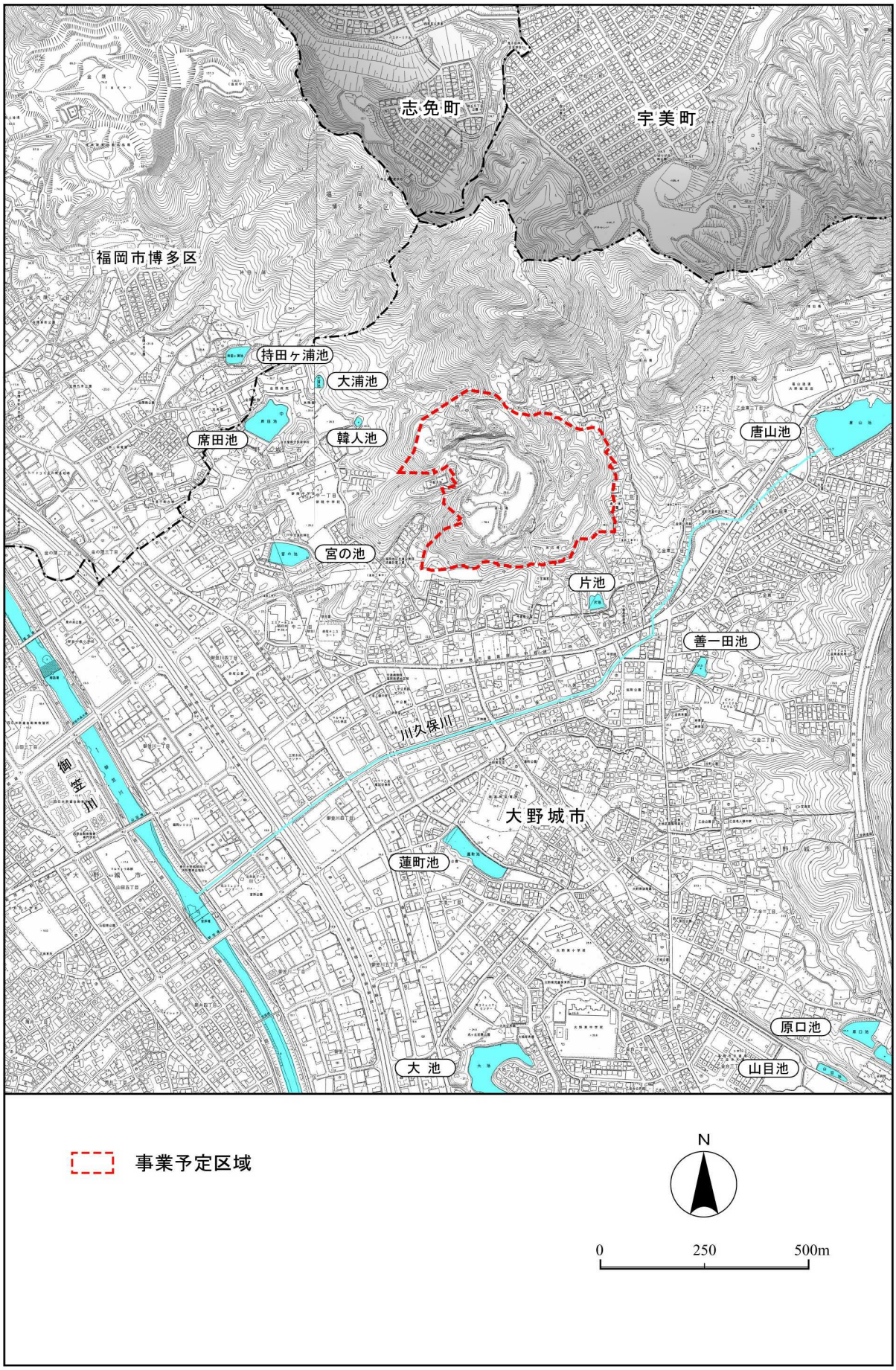
志免町
宇美町
福岡市博多区
持田ヶ浦池
大浦池
席田池
韓人池
唐山池
宮の池
片池
善一田池
川久保川
御笠川
大野城市
蓮町池
原口池
大池
山目池
事業予定区域
N
0
250
500m

**図 3-5　溜池の位置**

### 2） 水質

調査対象地域内の環境基準点の位置を図 3-6 に示す。事業予定区域の上流では牛頸川の瓦田橋で、下流では御笠川の板付橋で水質の調査が行われている。

瓦田橋、板付橋いずれも健康項目は環境基準を満足しているが、生活環境項目については瓦田橋で大腸菌群数が、板付橋では SS と大腸菌群数が環境基準を超過している（表 3-7）。

ダイオキシン類は、河川水と河川底質ともに瓦田橋で調査が行われており、いずれの項目も環境基準を満足している（表 3-8、表 3-9）。

表 3-7　河川水質測定結果（平成 19 年）

| 項　　目 | | 単位 | 基準値 | 牛頸川 | | 御笠川 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 瓦田橋 | m/n | 板付橋 | m/n |
| 生活環境項目 | pH | — | 6.5～8.5 | 7.1～7.9 | 0/12 | 7.7～8.7 | 1/12 |
| | DO | mg/L | 5 | 7.1～13 | 0/12 | 8.9～11 | 0/12 |
| | BOD | mg/L | 3 | 0.5 未満～1.9 | 0/12 | 0.5 未満～2.8 | 0/12 |
| | SS | mg/L | 25 | 1 未満～6 | 0/12 | 3～400 | 3/12 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100mL | 5000 | 14,000 | 1/1 | 700～23,000 | 2/12 |
| | 全亜鉛 | mg/L | 5000 | ― | ― | 0.001 未満～0.003 | 0/3 |
| 健康項目 | カドミウム | mg/L | 0.01 | 0.001　未満 | 0/1 | ― | ― |
| | 全シアン | mg/L | 検出されないこと | N.D. | 0/1 | ― | ― |
| | 鉛 | mg/L | 0.01 | 0.005　未満 | 0/1 | ― | ― |
| | 六価クロム | mg/L | 0.05 | 0.02　未満 | 0/1 | ― | ― |
| | 砒素 | mg/L | 0.01 | 0.005　未満 | 0/1 | 0.001 未満～0.001 | 0/2 |
| | 総水銀 | mg/L | 0.0005 | 0.0005 未満 | 0/1 | ― | ― |
| | アルキル水銀 | mg/L | 検出されないこと | N.D. | 0/1 | ― | ― |
| | ジクロロメタン | mg/L | 0.02 | 0.002　未満 | 0/1 | 0.002　未満 | 0/2 |
| | 四塩化炭素 | mg/L | 0.002 | 0.0002 未満 | 0/1 | 0.0002 未満 | 0/2 |
| | 1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ | mg/L | 0.004 | 0.0004 未満 | 0/1 | 0.0004 未満 | 0/2 |
| | 1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | mg/L | 0.1 | 0.002　未満 | 0/1 | 0.001　未満 | 0/2 |
| | ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | mg/L | 0.04 | 0.004　未満 | 0/1 | 0.001　未満 | 0/2 |
| | 1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛﾒﾀﾝ | mg/L | 1 | 0.0005 未満 | 0/1 | 0.001　未満 | 0/2 |
| | 1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | mg/L | 0.006 | 0.0006 未満 | 0/1 | 0.0006 未満 | 0/2 |
| | ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | mg/L | 0.03 | 0.002　未満 | 0/1 | 0.001　未満 | 0/2 |
| | ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | mg/L | 0.01 | 0.0005 未満 | 0/1 | 0.001　未満 | 0/2 |
| | 1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ | mg/L | 0.002 | 0.0002 未満 | 0/1 | 0.0001 未満 | 0/2 |
| | チラウム | mg/L | 0.006 | 0.0006 未満 | 0/1 | ― | ― |
| | シマジン | mg/L | 0.003 | 0.0003 未満 | 0/1 | ― | ― |
| | チオベンカルブ | mg/L | 0.02 | 0.002　未満 | 0/1 | ― | ― |
| | ベンゼン | mg/L | 0.01 | 0.001　未満 | 0/1 | ― | ― |
| | セレン | mg/L | 0.01 | 0.002　未満 | 0/1 | ― | ― |
| | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | mg/L | 10 | 1.0～1.0 | 0/1 | 0.10～0.57 | 0/2 |
| | ふっ素 | mg/L | 0.8 | 0.08　未満 | 0/1 | 0.17～0.24 | 0/2 |
| | ほう素 | mg/L | 1 | 0.1　未満 | 0/1 | 0.01 未満～0.04 | 0/2 |

備考）m：環境基準値を超える検体数　　n：総検体数
N.D.：定量下限値未満
―：調査未実施
資料　：「平成 20 年度版 公害関係測定結果」（平成 21 年、福岡県）

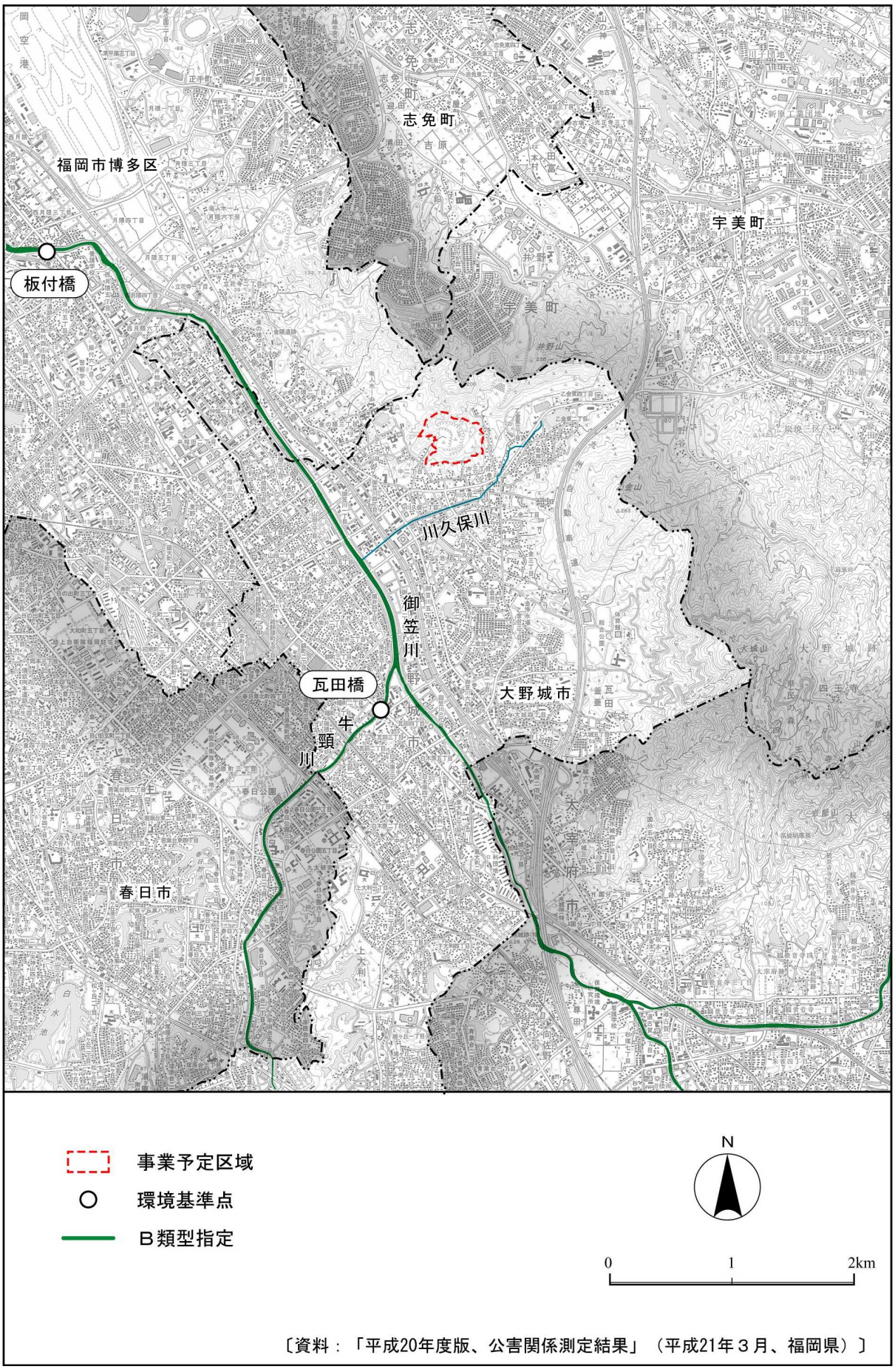


〔資料：「平成20年度版、公害関係測定結果」（平成21年３月、福岡県）〕

**図 3-6　公共用水域水質調査地点**

表 3-8　牛頸川（瓦田橋）のダイオキシン濃度（河川水）測定結果

| 測定日 | 測定値<br>（pg-TEQ/L） | 環境基準<br>（pg-TEQ/L） |
|---|---|---|
| 平成 18 年 11 月 15 日 | 0.074 | 1 以下 |

資料：「平成 19 年度版 公害関係測定結果」（平成 20 年、福岡県）

表 3-9　牛頸川（瓦田橋）のダイオキシン濃度（河川底質）測定結果

| 測定日 | 測定値<br>（pg-TEQ/L） | 環境基準<br>（pg-TEQ/L） |
|---|---|---|
| 平成 18 年 11 月 15 日 | 0.68 | 150 以下 |

資料：「平成 19 年度版 公害関係測定結果」（平成 20 年、福岡県）

### 3）　地下水の状況

事業予定区域周辺の地下水位の状況を図 3-7 に示す。事業予定区域周辺の地下水は御笠川に向かって南西方向に流動していると推測される。

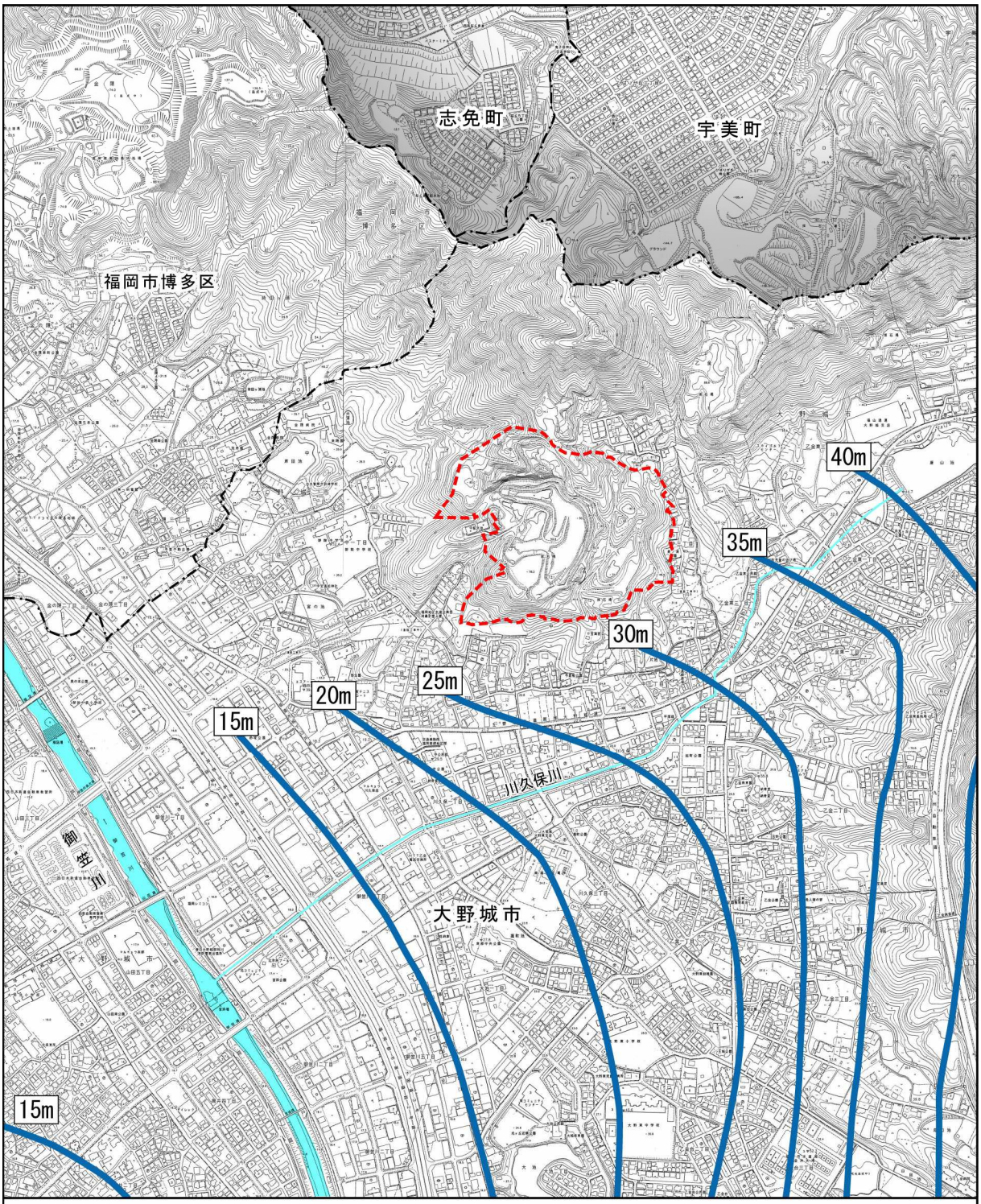


資料：「平成11年度 大野城市域内地下水賦存量調査委託業務 報告書」
（平成12年、大野城市）

**図 3-7　地下水位の状況**

### (4) 土壌及び地盤の状況

#### 1) 土壌

「土地分類基本調査 土壌図（福岡）」（昭和 57 年、国土交通省）によると、事業予定区域の土壌は乾性褐色森林土、褐色森林土その他に分類されている。乾性褐色森林土は、一般的に土層が浅く、水分が流亡しやすいところや風衝等によって蒸散の激しい山腹稜線部に出現することが多い土壌である。褐色森林土は、乾性褐色森林土が出現する区域の中腹以下の斜面や沢筋に出現することの多い土壌である。

#### 2) 土壌汚染の状況

調査対象地域内には、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく「指定区域」の指定はない。

#### 3) 地盤沈下

調査対象地域には、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）に基づく地下水の採取の規制を受ける指定地域はない。

### (5) 地形及び地質の状況

調査対象地域の地形及び地質の状況を図 3-8 に示す。

調査地域の地形は、北西の福岡市と志免町の市町界から、東の大野城市と宇美町の市町界にかけて標高約 130m から約 260m の尾根が続いている。事業予定区域は尾根の南側斜面に位置する採石場のため、大きく地形が改変されている。

調査地域の地質は、北西から東にかけての尾根とその周辺が早良花崗岩に分類され、尾根を下った川久保川周辺及び御笠川周辺には砂礫･砂質土･粘性土が堆積している。事業予定区域は、全域が早良花崗岩に分類される。

なお、調査対象地域には以下に示すA、Bによる重要な地形、地質は分布していない。

A：「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「福岡県文化財保護条例」（昭和 30 年福岡県条例第 25 号）、「大野城市文化財保護条例」（平成 3 年 10 月 3 日条例第 21 号）に基づき指定された天然記念物

B：「日本の地形レッドデータブック第１集 新装版」（平成 12 年）に掲載されている地形

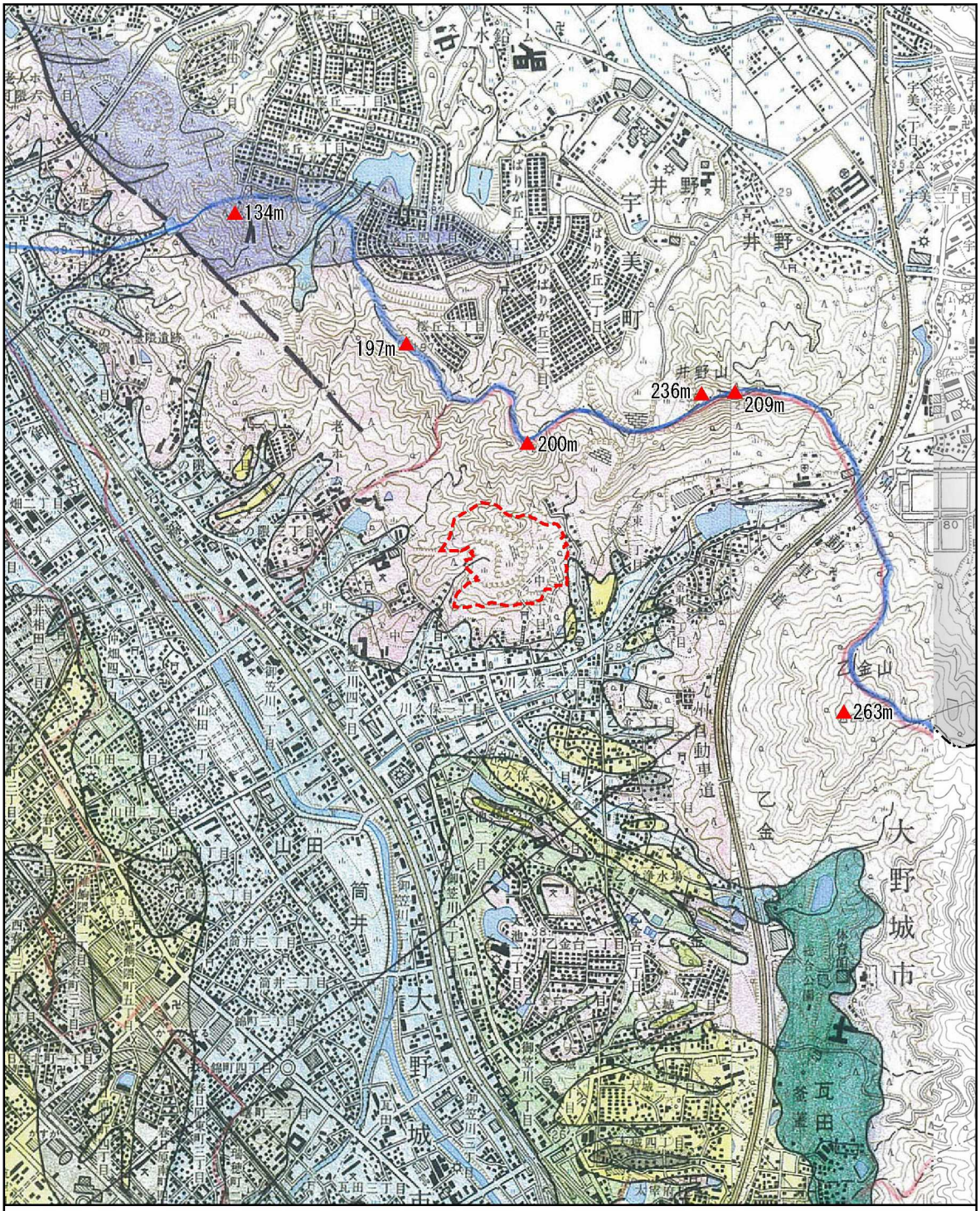


資料：「平成10年度 大野城市域内地下水賦存量調査委託業務 報告書」（平成11年、大野城市）

**図 3-8　地形及び地質の状況**

## (6) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

### 1) 動物

#### ① 動物の生息状況

動物の生息状況については、以下の既存資料 A、B をもとに事業予定区域周辺で確認された種を抽出した。

事業予定区域周辺で確認された哺乳類は、タヌキ、テンなどの 8 種となっている。

鳥類は 9 目 27 科 49 種が確認されており、スズメ目が 30 種（61%）、カモ目が 6 種（12%）、コウノトリ目が 4 種（8%）で、その他の目は 1～3 種となっている。

爬虫類はカナヘビ、シマヘビなどの 4 種、両生類はアマガエル、クサガメなどの 11 種となっている。

昆虫類は 7 目 51 種が確認されており、チョウ目が 20 種（39%）、直翅目が 11 種（22%）、トンボ目が 9 種（18%）、半翅目が 6 種（12%）で、その他の目は 1～3 種となっている。

魚類はオイカワ、カワムツなどの 11 種となっている。

A：「大野城市自然環境調査報告書」（平成 9 年、福岡自然環境研究会）

B：「福岡市環境配慮指針」（平成 19 年、福岡市）

#### ② 動物の重要な種及び注目すべき生息地

①に記した動物のうち、Ⅰ～Ⅲに挙げる法令等での指定状況を表 3-10 に示す。

事業予定区域周辺で確認された重要な種は哺乳類がチョウセンイタチ 1 種、鳥類はオオルリ、オシドリ、カササギ、キビタキ、サシバ、オオヨシキリの 6 種、両生類はイモリ、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエルの 4 種の全 11 種であった。これら 11 種の確認地点を図 3-9 に示す。

また、上記の 11 種以外に大野城市及び福岡市博多区の全域を対象とした調査（下記の既存資料 C）で確認されている重要種 24 種も表 3-10 に示す。

C：「福岡県の希少野生生物」（平成 13 年、福岡県）

Ⅰ：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）」で指定されている種

Ⅱ：「環境省報道発表資料　哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて」（環境省、平成 19 年）の掲載種

Ⅲ：「福岡県の希少野生生物」（平成 13 年、福岡県）の掲載種

表 3-10　動物の重要な種

| No. | 種　　名 | | 種の保存法 | 環境省 RL | 福岡県 RDB | 資料 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 哺乳類 | チョウセンイタチ | — | 準絶滅危惧 | — | A |
| 2 | 鳥類 | オオルリ | — | — | 準絶滅危惧 | B、C |
| 3 | | オシドリ | — | 情報不足 | 準絶滅危惧 | B |
| 4 | | カササギ | — | — | 保全対策依存 | B、C |
| 5 | | キビタキ | — | — | 準絶滅危惧 | B |
| 6 | | サシバ | — | 絶滅危惧Ⅱ類 | 準絶滅危惧 | B |
| 7 | | アオバズク | — | — | 絶滅危惧Ⅱ類 | C |
| 8 | | サンショウクイ | — | 絶滅危惧Ⅱ類 | 絶滅危惧Ⅱ類 | C |
| 9 | | ハヤブサ | 国内 | 絶滅危惧Ⅱ類 | 絶滅危惧Ⅱ類 | C |
| 10 | | ケリ | — | — | 準絶滅危惧 | C |
| 11 | | クマタカ | 国内 | 絶滅危惧ⅠB 類 | 絶滅危惧ⅠA 類 | C |
| 12 | | オオヨシキリ | — | — | 準絶滅危惧 | A |
| 13 | | ブッポウソウ | — | 絶滅危惧ⅠB 類 | 絶滅危惧ⅠA 類 | C |
| 14 | 爬虫類 | ジムグリ | — | — | 準絶滅危惧 | C |
| 15 | 両生類 | ニホンヒキガエル | — | — | 絶滅危惧Ⅱ類 | C |
| 16 | | イモリ | — | 準絶滅危惧 | 準絶滅危惧 | A |
| 17 | | ニホンアカガエル | — | — | 絶滅危惧Ⅱ類 | A、C |
| 18 | | ヤマアカガエル | — | — | 絶滅危惧Ⅱ類 | A、C |
| 19 | | トノサマガエル | — | — | 絶滅危惧 IB 類 | A、C |
| 20 | | アカハライモリ | — | — | 準絶滅危惧 | C |
| 21 | 昆虫類 | オオウラギンヒョウモン | — | 絶滅危惧Ⅰ類 | 絶滅危惧Ⅰ類 | C |
| 22 | | ヒカゲチョウ | — | — | 絶滅危惧Ⅰ類 | C |
| 23 | | コツバメ | — | — | 絶滅危惧Ⅱ類 | C |
| 24 | | コムラサキ | — | — | 絶滅危惧Ⅱ類 | C |
| 25 | | ツマグロキチョウ | — | 絶滅危惧Ⅱ類 | 絶滅危惧Ⅱ類 | C |
| 26 | | オオチャバネセセリ | — | — | 準絶滅危惧 | C |
| 27 | | ヒオドシチョウ | — | — | 準絶滅危惧 | C |
| 28 | | クロシジミ | — | 絶滅危惧Ⅰ類 | 絶滅危惧Ⅰ類 | C |
| 29 | | ジャノメチョウ | — | — | 絶滅危惧Ⅱ類 | C |
| 30 | | ミヤマセセリ | — | — | 絶滅危惧Ⅱ類 | C |
| 31 | | ミヤマチャバネセセリ | — | — | 絶滅危惧Ⅱ類 | C |
| 32 | 魚類 | ウナギ | — | 情報不足 | 準絶滅危惧 | C |
| 33 | | メダカ | — | 絶滅危惧Ⅱ類 | 準絶滅危惧 | C |
| 34 | | アユ | — | — | 天然不明 | C |
| 35 | | ドジョウ | — | — | 絶滅危惧Ⅱ類 | C |

資料）環境省 RL：「環境省報道発表資料 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて」（平成 19 年、環境省）
福岡県 RDL：「福岡県の希少野生生物」（平成 13 年、福岡県）
A：「大野城市自然環境調査報告書」（平成 9 年、福岡自然環境研究会）
B：「福岡市環境配慮指針」（平成 19 年、福岡市）
C：「福岡県の希少野生生物」（平成 13 年、福岡県）

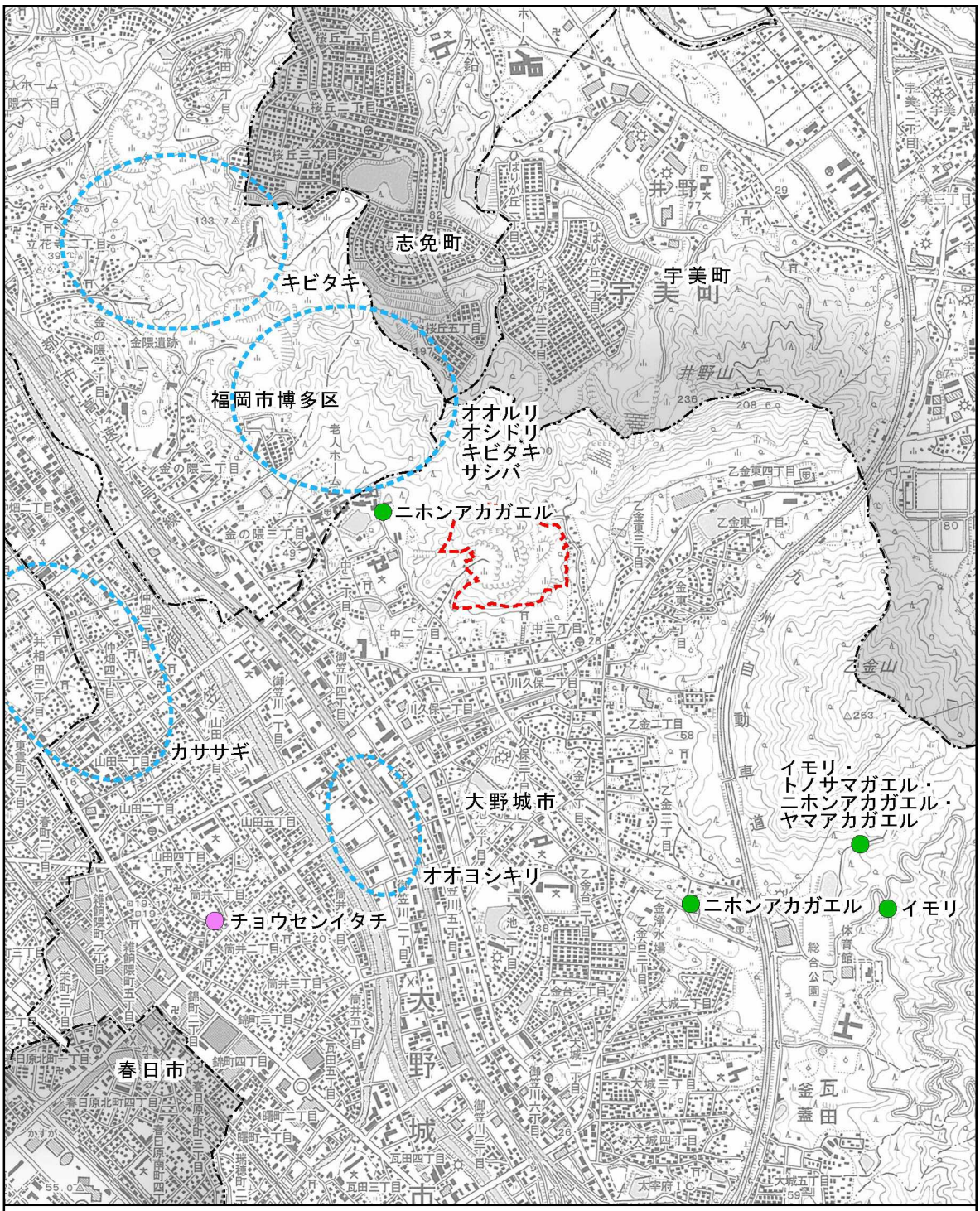


資料：「大野城市自然環境調査報告書」（平成9年、福岡自然環境研究会）、
「福岡市環境配慮指針」（平成19年、福岡市）

**図 3-9　動物の重要な種の分布**

### 2） 植物

#### ① 植生の状況

調査対象地域の現存植生を図 3-10 に示す。

事業予定区域の北側にはシイ･カシ萌芽林が分布しており、南側には住宅地が広がっている。

#### ② 重要な種及び群落

植物の生育状況については、以下の既存資料 A、B をもとに調査対象地域で確認された種を抽出した。Ⅰ～Ⅲに挙げる法令等での指定状況を表 3-11 に示す。

調査対象地域で確認された重要な種はハンノキ、バイカイカリソウの 2 種であった。これら 2 種の確認地点を図 3-11 に示す。

また、上記の 2 種以外に大野城市及び福岡市博多区の全域を対象とした調査（既存資料 B）で確認されている重要種 3 種も表 3-11 に示す。

A：「福岡市環境配慮指針」（平成 19 年、福岡市）

B：「福岡県の希少野生生物」（平成 13 年、福岡県）

Ⅰ：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）」で指定されている種

Ⅱ：「環境省報道発表資料　哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて」（環境省、平成 19 年）の掲載種

Ⅲ：「福岡県の希少野生生物」（平成 13 年、福岡県）の掲載種

表 3-11　植物の重要な種及び群落

| No. | 種　　名 | 種の保存法 | 環境省 RL | 福岡県 RDB | 資料 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ハンノキ | － | － | 絶滅危惧 IB 類 | A、B |
| 2 | バイカイカリソウ | － | － | 絶滅危惧 IB 類 | A |
| 3 | エヒメアヤメ | － | 絶滅危惧 IB 類 | 絶滅危惧 IA 類 | B |
| 4 | クロムヨウラン | － | － | 絶滅危惧 IA 類 | B |
| 5 | キキョウ | － | 絶滅危惧Ⅱ類 | 絶滅危惧Ⅱ類 | B |

資料）環境省 RL：「環境省報道発表資料 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて」（平成 19 年、環境省）
福岡県 RDL：「福岡県の希少野生生物」（平成 13 年、福岡県）
A：「福岡市環境配慮指針」（平成 19 年、福岡市）
B：「福岡県の希少野生生物」（平成 13 年、福岡県）

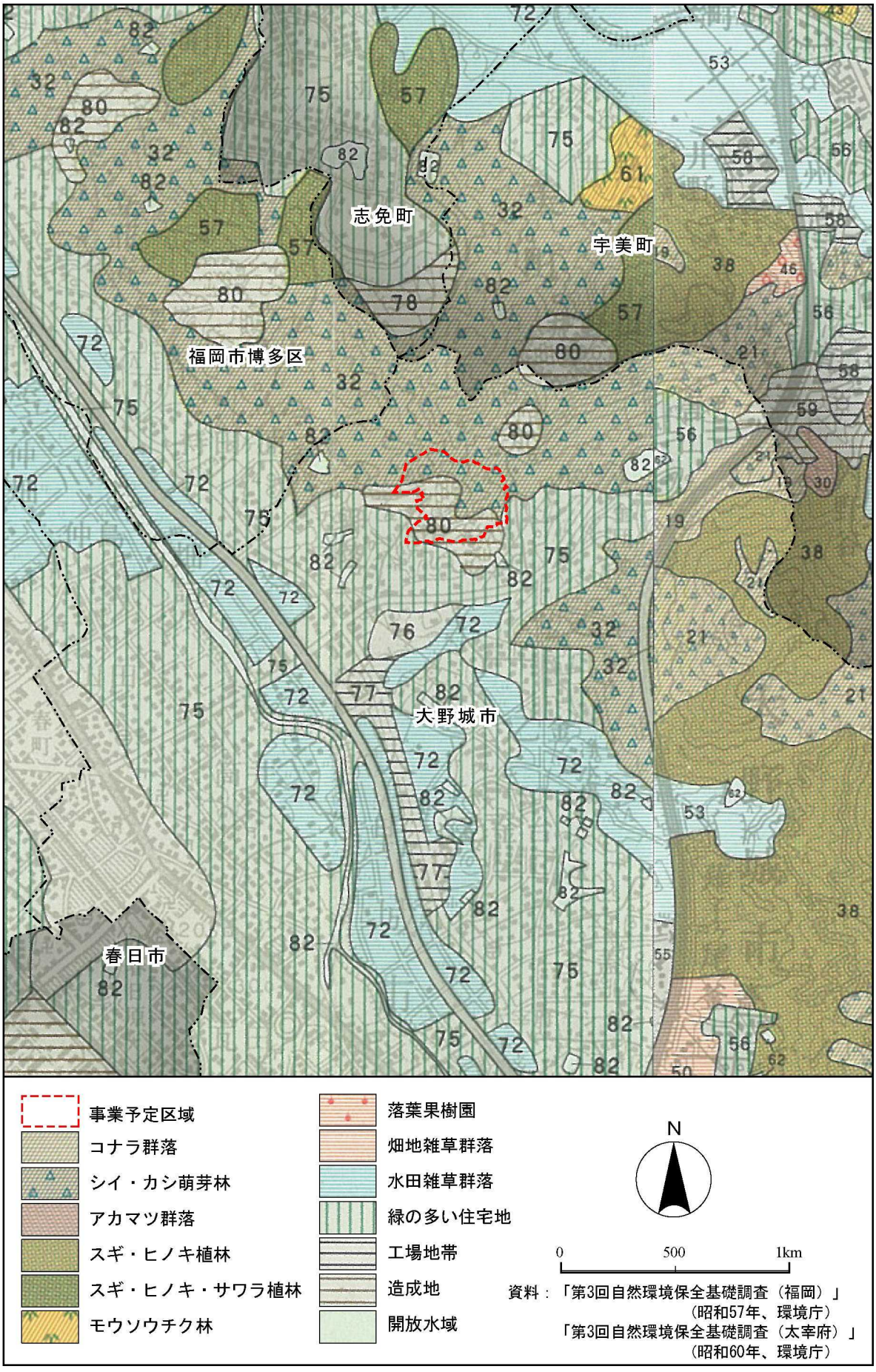
志免町
宇美町
福岡市博多区
大野城市
春日市
事業予定区域
コナラ群落
シイ・カシ萌芽林
アカマツ群落
スギ・ヒノキ植林
スギ・ヒノキ・サワラ植林
モウソウチク林
落葉果樹園
畑地雑草群落
水田雑草群落
緑の多い住宅地
工場地帯
造成地
開放水域
N
0
500
1km
資料：「第3回自然環境保全基礎調査（福岡）」
（昭和57年、環境庁）
「第3回自然環境保全基礎調査（太宰府）」
（昭和60年、環境庁）

**図 3-10　現存植生図**

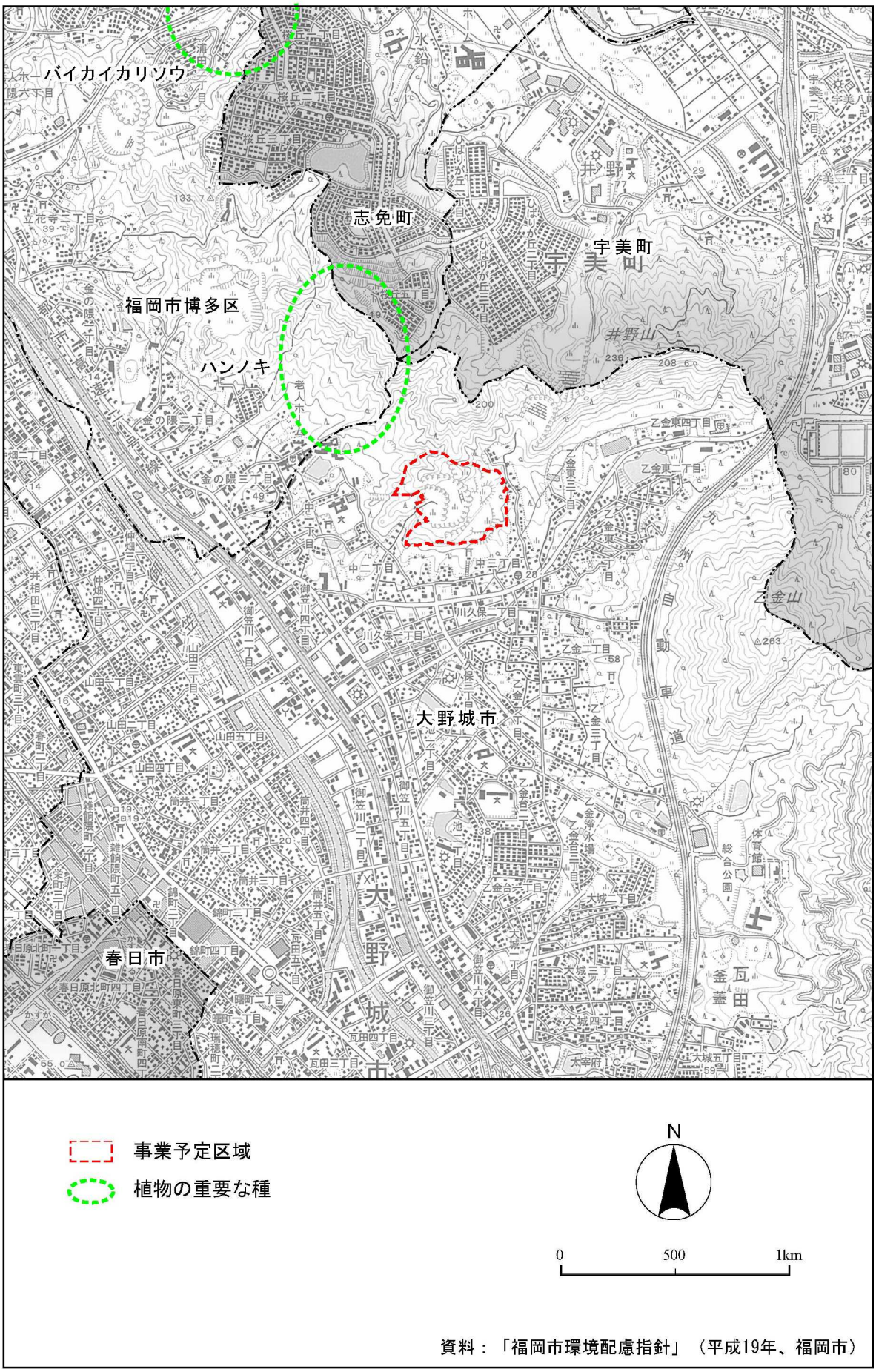


**図 3-11　植物の重要な種の分布**

### 3） 生態系

事業予定区域及びその周辺の地形は、事業予定区域の北西から東に続く丘陵地とその中腹にある採石場となっている。地質は花崗岩で構成されており、表層には乾性褐色森林土及び褐色森林土が堆積している。丘陵地の植生は、シイ・カシ萌芽林となっており、採石場は岩壁の露出した裸地となっている。また、事業予定区域の南側には民家が広がっている。

これら地形、地質・土壌、植生などに基づき事業予定区域及びその周辺を環境区分した結果を表 3-12 に示す。

丘陵地の樹林地には、樹上に営巣する鳥類や、樹林地を生息地とする哺乳類が生息していると考えられる。ただし、近隣に民家が迫っていることから、鳥類はサシバやウグイス、シジュウカラ、ヒヨドリ、メジロ、キジバトなど、哺乳類はイタチやタヌキ、ハツカネズミなど、樹林地や人里近くでみられる種が多いものと考えられる。採石場の人工改変地は、岩壁が露出して植生に乏しく、動物の利用は少ないと考えられる。

表 3-12　環境区分と植生・動物の代表種

| | | |
|---|---|---|
| 動物の代表種 | サシバ<br>ウグイス、シジュウカラ、ヒヨドリ、メジロ、キジバト<br>タヌキ、テン、イタチ<br>アカネズミ、ハツカネズミ | ハヤブサ |
| 植生等 | シイ・カシ萌芽林 | 人工改変地 |
| 土壌 | 乾性褐色森林土、褐色森林土 | |
| 地質 | 花崗岩 | |
| 地形 | 丘陵地 | 採石場 |

### (7) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

#### 1) 景観

調査対象地域内の主要な眺望点を図 3-12 に示す。

主要な眺望点としては井野山、東部中央公園、光ヶ丘近隣公園、大野城総合公園がある。

なお、「第 3 回自然環境保全基礎調査」（平成元年、環境庁）によると、調査対象地域に自然景観資源は存在しない。

#### 2) 触れ合い活動の場

調査対象地域の触れ合い活動の場を**表 3-13** 及び図 3-12 に示す。

調査対象地域には、井野山、金隈遺跡公園など 7 つの触れ合い活動の場があり、最も近い場は事業予定区域南側約 320m に位置する川久保川遊歩道である。

表 3-13　触れ合いの活動の場

| 名　　称 | 内　　容 |
|---|---|
| 井野山 | 事業予定区域の北東に位置する標高 236m の山で、宇美町側の登山口から数十分で山頂まで登ることができる山道が整備されている。 |
| 金隈遺跡公園 | 事業予定区域の北西に位置する月隈丘陵のほぼ中央に位置する公園。昭和 47 年に国指定史跡として指定された弥生時代の墓地跡が展示館として整備されており、その周辺には弥生時代の森林を模した植栽が行われている。 |
| 御笠川緑地 | 事業予定区域の西側に位置する御笠川沿いの歩道に整備された緑地。御笠川沿いの歩道は、大野城市のウォーキングコースにも選ばれており、その歩道沿いにベンチが設置されている。 |
| 川久保川遊歩道 | 事業予定区域の南側に位置する川久保川沿いの遊歩道。ふれあい歩行コースとして 700m が整備されている。 |
| 東部中央公園 | 事業予定区域の南側に位置する公園。敷地内には、植栽が施された高台に東屋があり、隣接する蓮町池には歩道が整備されている。 |
| 光ヶ丘近隣公園 | 事業予定区域の南側に位置する公園。敷地内にはグラウンドや遊具が整備されており、高台に東屋が設置されている。 |
| 大野城総合公園 | 事業予定区域の南東の大城山のふもとに位置する総合運動公園。緑豊かな山のふもとにあり、運動施設や遊具のほかにキャンプ場も整備されている。 |

**図 3-12　主な眺望点と触れ合い活動の場の分布**

## 3.2　地域の社会的状況

地域の社会的状況について、図 3-1 に示す調査対象地域を対象に以下の項目について整理する。

① 人口及び産業の状況
② 土地利用の状況
③ 河川水及び地下水の利用の状況
④ 交通の状況
⑤ 環境保全の配慮が必要な施設及び住宅の配置状況
⑥ 上下水道施設の整備状況
⑦ 一般廃棄物の処理状況
⑧ 環境保全を目的として法令等により指定された地域の状況及び規制等の内容

## （1） 人口及び産業の状況

### 1） 人口

大野城市及び福岡市博多区の人口推移を図 3-13 に、事業予定区域周辺の人口分布を図 3-14 に示す。

平成 21 年度の大野城市の人口は 94,735 人、博多区の人口は 193,961 人となっており、いずれも漸増傾向にある。

平成 22 年 1 月現在の人口をみると、事業予定区域の位置する大字中の人口は 4 人、近隣行政区の人口は、東から中三丁目が 503 人、中二丁目が 410 人、中一丁目が 657 人、金の隈三丁目が 830 人となっている。

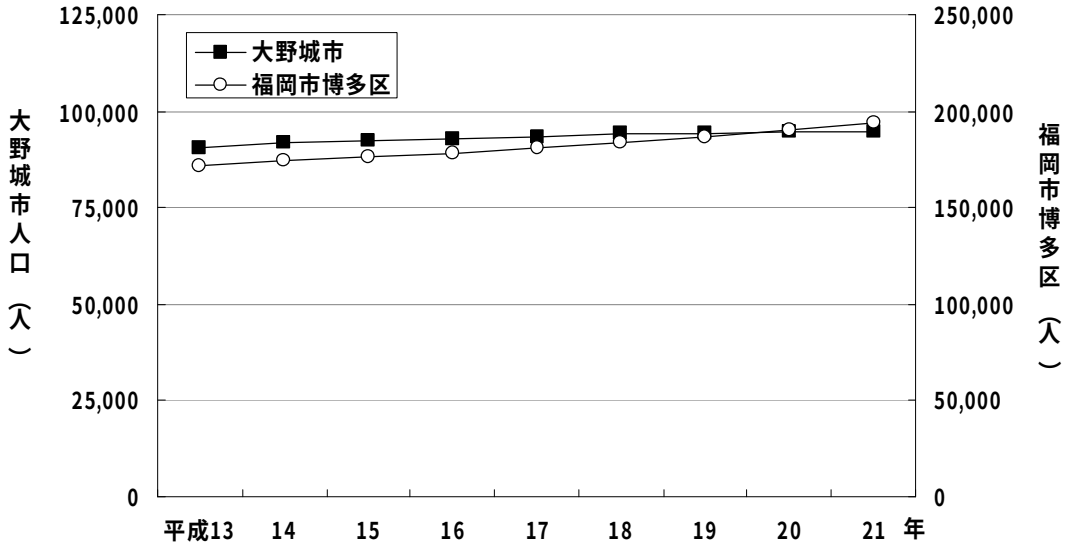


資料：「住民基本台帳（平成 13～20 年の毎年 9 月末データ及び平成 21 年 11 月末データ）」（大野城市）
「住民基本台帳（平成 13～21 年の毎年 9 月末データ）」（福岡市）

図 3-13　人口の経年変化

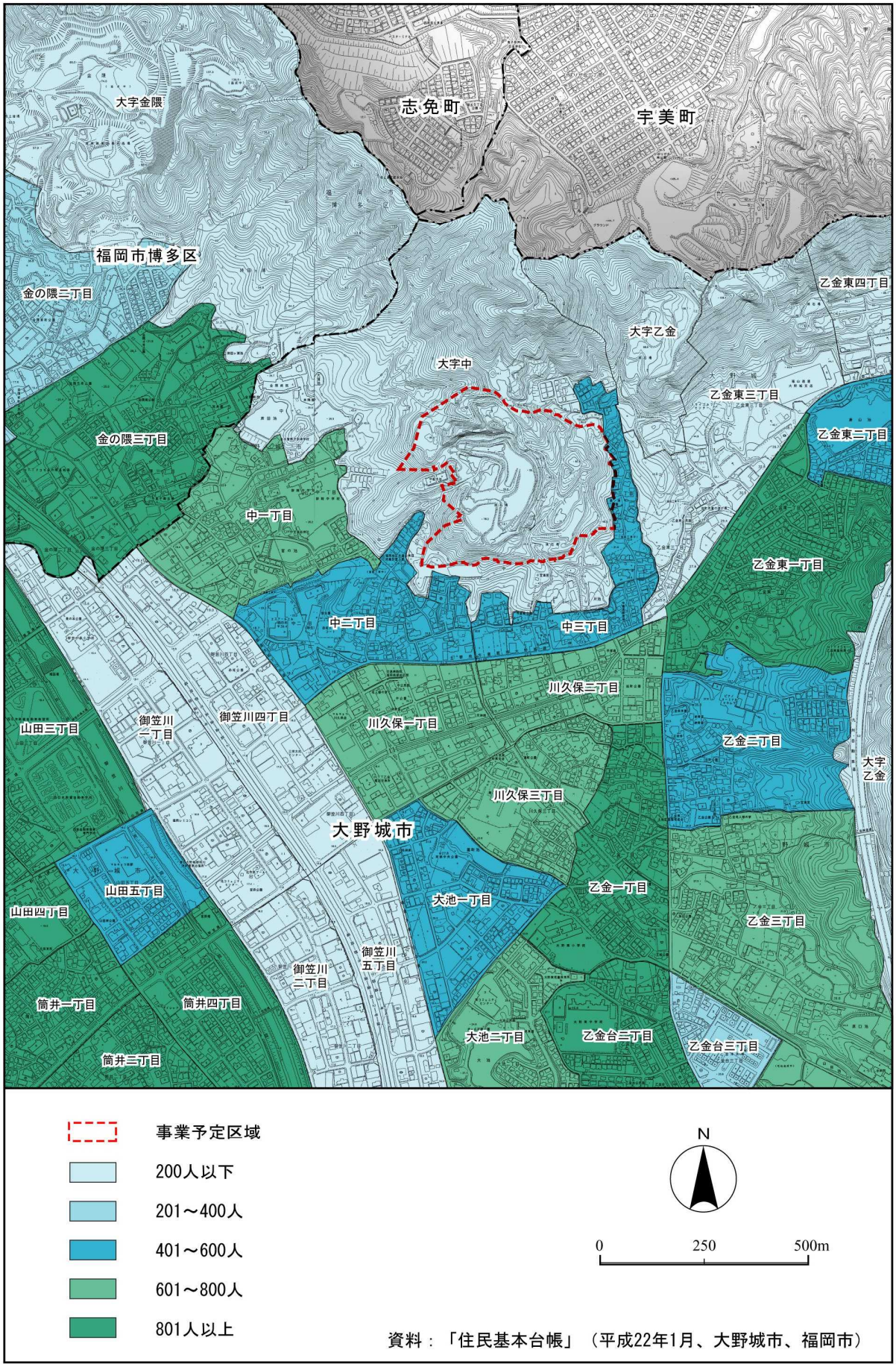


**図 3-14　行政区別の人口（平成 22 年 1 月末現在）**

### 2） 産業

大野城市及び福岡市博多区の就業者数を表 3-14 に示す。

大野城市と福岡市博多区の平成 18 年の就業者数はそれぞれ 32,574 人、288,800 人である。その産業別の構成は、大野城市及び福岡市博多区いずれも第三次産業が最も多く、次いで第二次産業、第一次産業の順となっている。

表 3-14　事業者数と従業者数（平成 18 年）

| 産業（大分類） | | 大野城市 | | 福岡市博多区 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 就業者数（人） | 割合(%) | 就業者数（人） | 割合(%) |
| 全産業 | | 32,574 | 100 | 288,800 | 100 |
| 第一次産業（農林漁業） | | 4 | 0 | 90 | 0 |
| 第二次産業 | 鉱業 | 14 | 0 | 8 | 0 |
| | 建設業 | 2,930 | 9 | 18,497 | 6 |
| | 製造業 | 4,001 | 12 | 13,418 | 5 |
| | 小計 | 6,945 | 21 | 31,923 | 11 |
| 第三次産業 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 119 | 0 | 1,381 | 0 |
| | 情報通信業 | 141 | 0 | 21,802 | 8 |
| | 運輸業 | 1,859 | 6 | 17,227 | 6 |
| | 卸売業・小売業 | 10,261 | 32 | 79,908 | 28 |
| | 金融業・保険業 | 283 | 1 | 13,339 | 5 |
| | 不動産業 | 529 | 2 | 6,652 | 2 |
| | 飲食店・宿泊業 | 1,797 | 6 | 30,184 | 10 |
| | 医療・福祉 | 3,532 | 11 | 10,890 | 4 |
| | 教育・学習支援業 | 1,628 | 5 | 4,783 | 2 |
| | 複合サービス業 | 109 | 0 | 1,195 | 0 |
| | サービス業（他に分類されないもの） | 4,666 | 14 | 57,855 | 20 |
| | 公務（他に分類されないもの） | 701 | 2 | 11,571 | 4 |
| | 小計 | 25,625 | 79 | 256,787 | 89 |

備考）数値は端数整理の都合上、総和は必ずしも 100%にならない。
資料：「福岡県統計年鑑　平成 18 年版」（平成 21 年、福岡県）

## (2) 土地利用の状況

### 1) 現況土地利用

大野城市及び福岡市の民有地の土地利用の状況を表 3-15 に、調査対象地域内の土地利用の状況を図 3-15 に示す。

大野城市と福岡市の土地利用面積をみると、宅地の占める割合がともに約 5 割にのぼり最も多く、次いで山林となっている。

事業予定区域周辺の土地利用をみると、北側の丘陵地には針葉樹林、広葉樹林が分布している。一方、南側及び御笠川沿いの低地は主に住宅地として利用されている。

北西から東に延びる丘陵地は市街化調整区域及び森林計画対象民有地、その南側全域が市街化区域となっており、農業地域はない。事業予定区域は市街化調整区域及び森林計画対象民有林となっており、保安林は含まれていない。

表 3-15　民有地地目別土地利用面積

| 区　分 | 大野城市 | | 福岡市 | |
|---|---|---|---|---|
| | 面積（ha） | 割合（%） | 面積（ha） | 割合（%） |
| 農用地 | 87.3 | 5.8 | 3,035.5 | 16.3 |
| 山林 | 569.2 | 38.0 | 4,869.9 | 26.2 |
| 原野 | 4.0 | 0.3 | 593.6 | 3.2 |
| 雑種地 | 57.8 | 3.9 | 1,390.5 | 7.5 |
| 宅地 | 779.0 | 52.0 | 8,677.2 | 46.7 |
| その他 | 0.0 | 0.0 | 10.0 | 0.1 |
| 総面積 | 1,497.3 | 100 | 18,576.7 | 100 |

資料：「福岡県統計年鑑　平成 18 年版」（平成 21 年、福岡県）

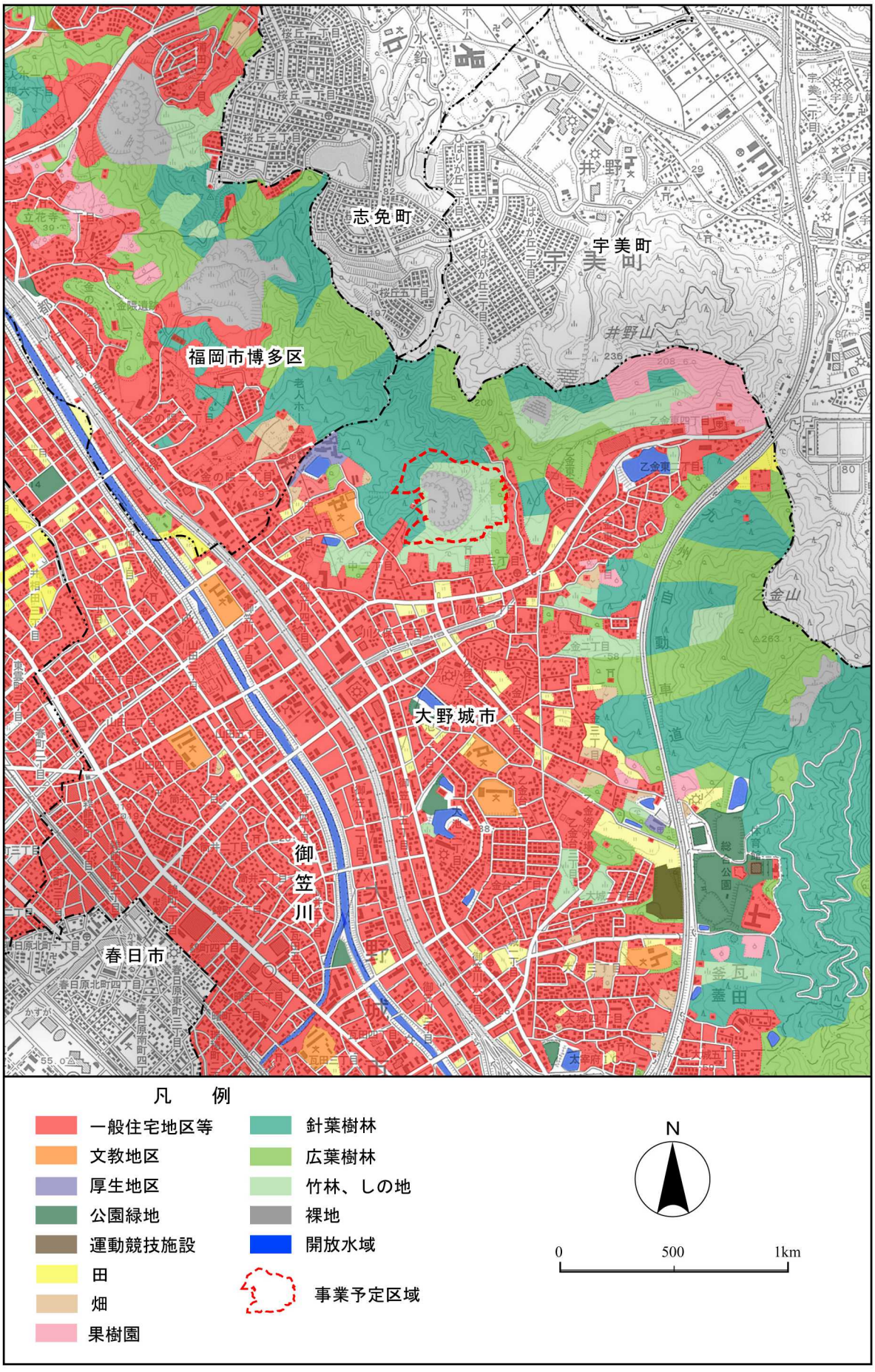
志免町
宇美町
福岡市博多区
大野城市
御笠川
春日市
凡　例
一般住宅地区等
文教地区
厚生地区
公園緑地
運動競技施設
田
畑
果樹園
針葉樹林
広葉樹林
竹林、しの地
裸地
開放水域
事業予定区域
N
0
500
1km

**図 3-15　土地利用図**

### 2） 土地利用計画の状況

調査対象地域における都市計画区域の指定状況を図 3-16 に示す。

事業予定区域及びその北側は、用途地域の指定がされていないが、事業予定区域の南側は住居系地域に指定されている。

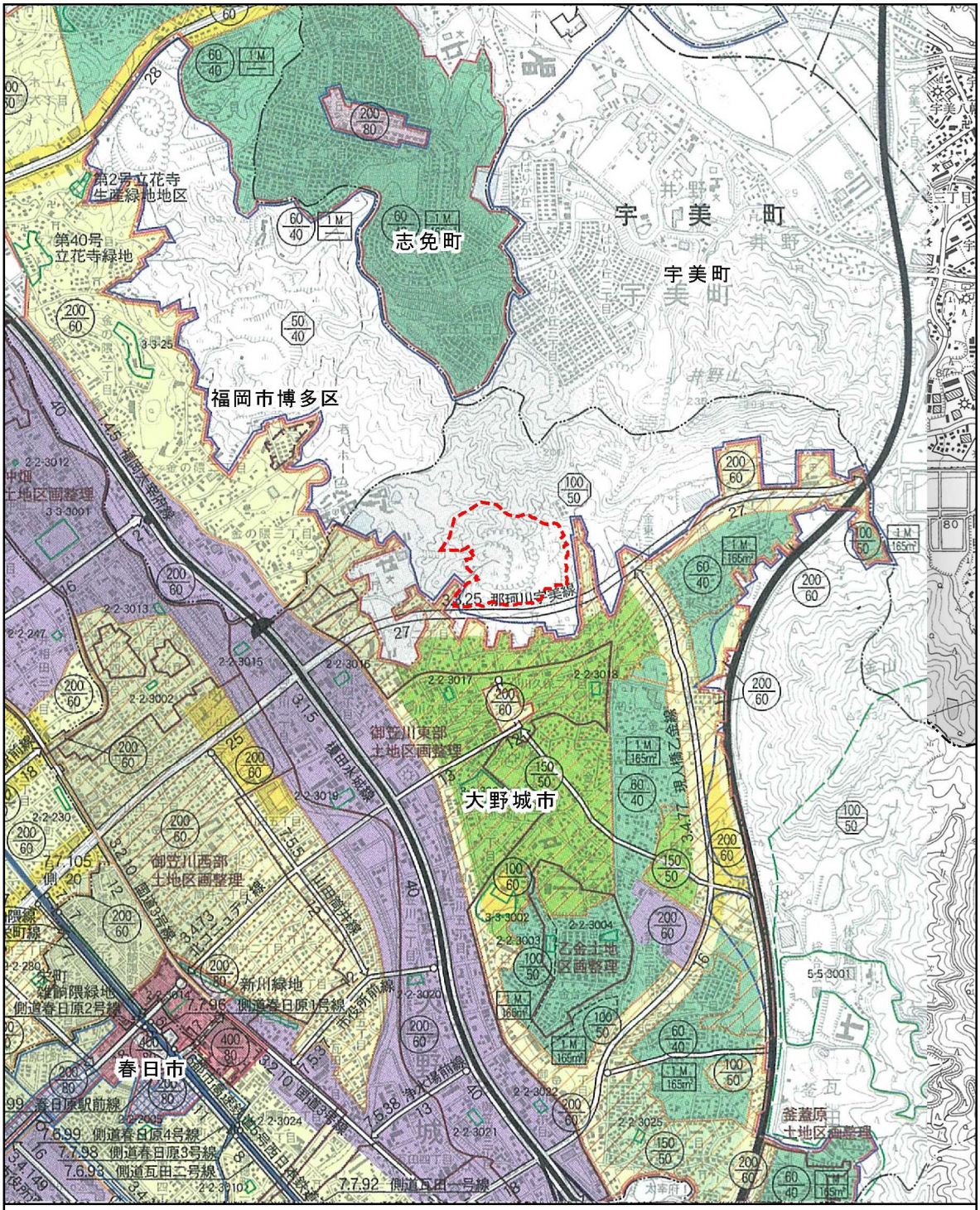


資料：「2008　福岡の都市計画」（平成20年、福岡市）

**図 3-16　都市計画区域の指定状況**

### （3） 河川水及び地下水の利用の状況

#### 1） 河川及びため池の水利用

事業予定区域周辺の河川及びため池の利水状況を図 3-17 に示す。事業予定区域西側の宮の池、東側の唐山池、南側の川久保川が農業用水として利用されている。

#### 2） 地下水の利用

事業予定区域周辺には、多くの一般家庭、学校等に井戸が設置され、地下水が利用されている。また、「(6)上下水道の整備状況」に後述するように、御笠川沿いに水道水源の井戸が点在している（p.42）。

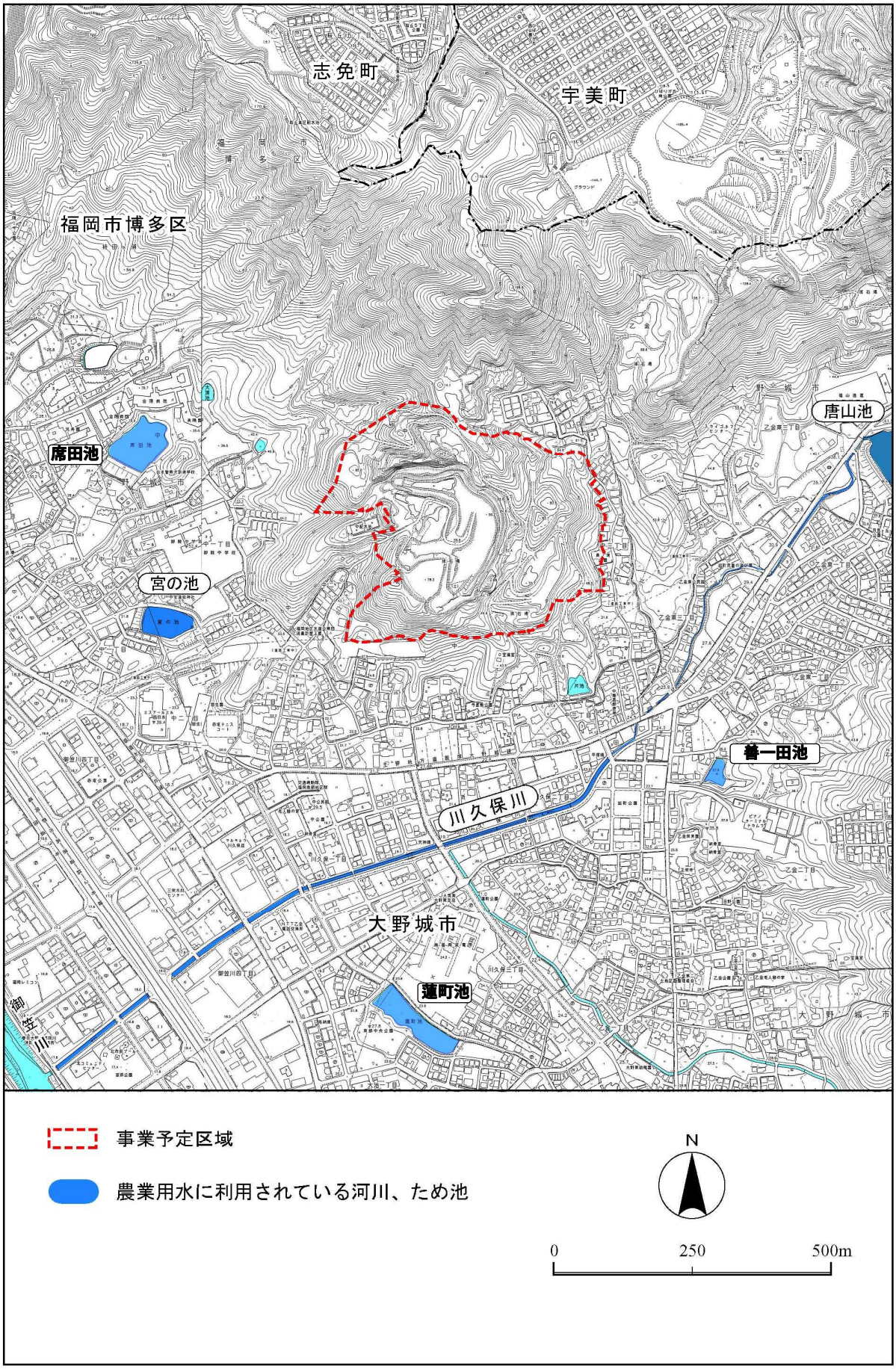


**図 3-17　河川とため池の水利用状況**

### (4) 交通の状況

事業予定区域周辺の交通の状況を表 3-16、図 3-18 に示す。

事業予定区域の東側には一般県道水城下臼井線、一般国道 3 号、一般県道福岡日田線が南北に延びている。また、南側には東西に伸びる主要地方道飯塚大野城線がある。

なお、事業予定区域に近接する道路として水城下臼井線と飯塚大野城線を結ぶ那珂川宇美線が、また、那珂川大野城線と那珂川宇美線を結ぶ現人橋乙金線が建設中である。

交通量の調査地点は、事業予定区域に最も近い①地点（一般国道 3 号）が 42,474 台/12h、次いで②地点（飯塚大野城線）が 11,042 台/12h、③地点（水城下臼井線）が 11,684 台/12h となっている。

表 3-16　主要な道路の交通量の状況

| 番号 | 路線名 | 平日自動車交通量（台/12h） | 平日 12 時間大型車混入率 (%) | 平日混雑度 |
|---|---|---|---|---|
| ① | 一般国道 3 号 | 42,474 | 18.5 | 1.65 |
| ② | 飯塚大野城線 | 11,042 | 10.6 | 1.12 |
| ③ | 水城下臼井線 | 11,684 | 6.2 | 1.22 |

備考）1. 12 時間交通量は、午前 7 時から午後 7 時の間に観測。
2. 混雑度：交通容量（道路上の一断面を単位時間内に通過する乗用車の最大数）に対する交通量の比（＝12 時間交通量/12 時間交通容量）

資料：「平成 17 年度道路交通センサス道路交通情勢調査総括表」（福岡県）

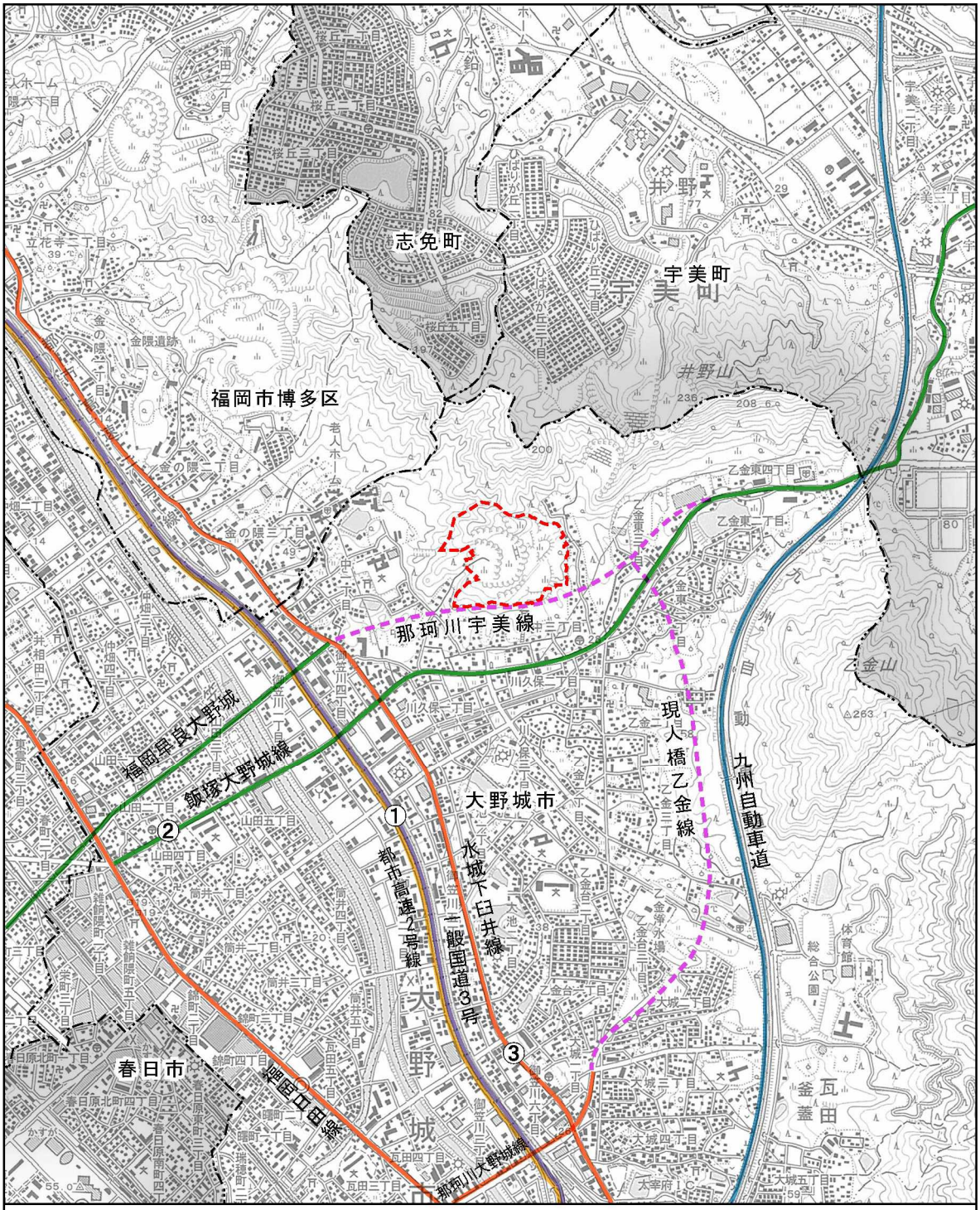


資料：「平成17年度道路交通センサス道路交通情勢調査総括表」（福岡県）
「福岡都市計画総括図（大野城）」（平成20年、大野城市）

**図 3-18　交通の状況**

### (5) 環境保全の配慮が必要な施設及び住宅の配置状況

#### 1) 環境保全の配慮が必要な施設の配置

調査対象地域における学校、病院、福祉施設等の配置状況を図 3-19 に示す。

調査対象地域には、保育園・幼稚園が 4 箇所、小・中学校が 5 箇所、福祉施設が 3 箇所、病院が 3 箇所ある。事業予定区域に近接する施設としては、金隈病院、老人ホーム洸寿園、御陵中学校がある。

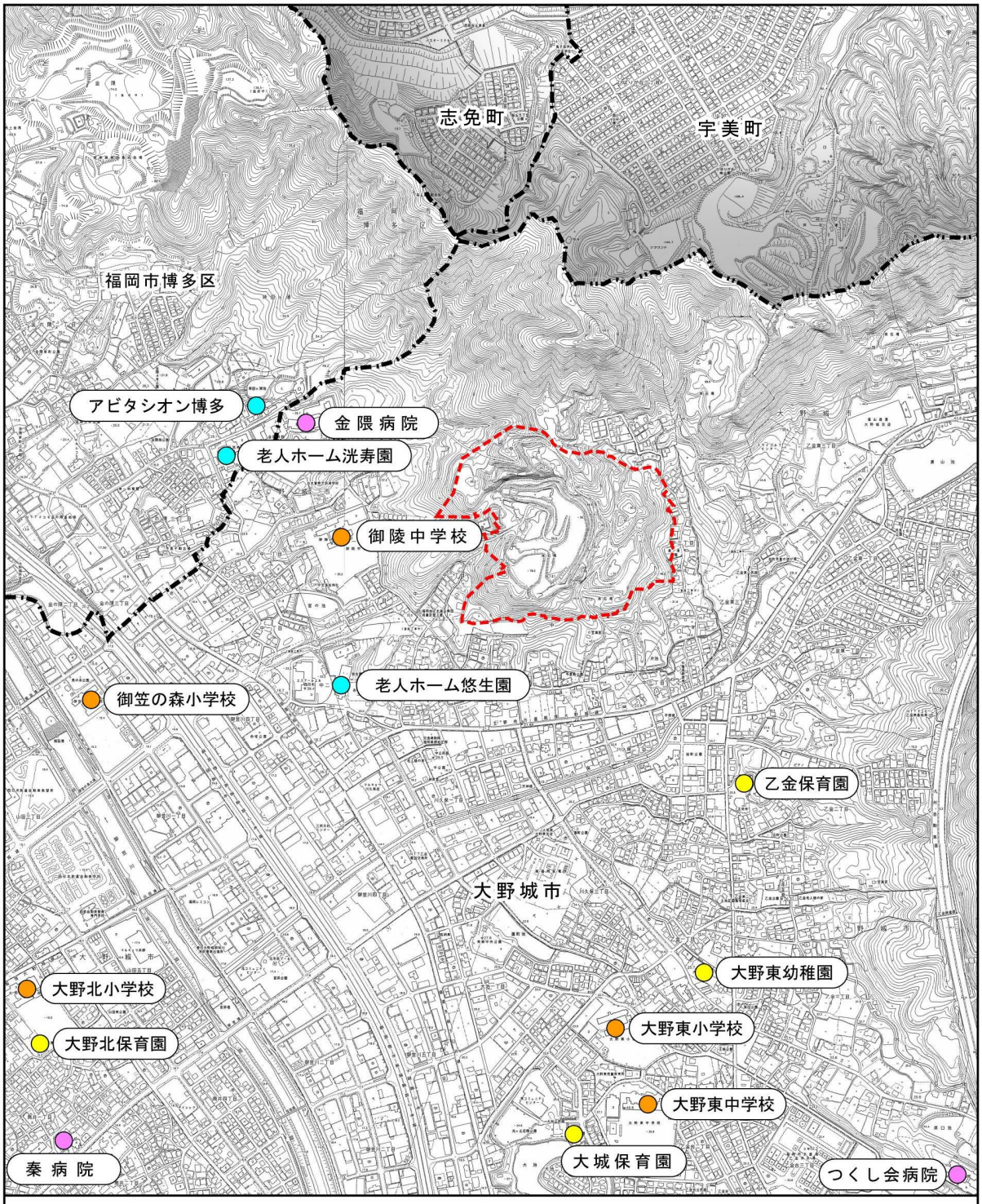


資料：「大野城市教育委員会ホームページ
（http://www.city.onojo.fukuoka.jp/edu/kyoiku/gakkokyoiku/gakko.html）」
（平成21年12月確認、大野城市教育委員会）
「福岡市webまっぷ（http://webmap.city.fukuoka.lg.jp/）」（平成21年12月確認、福岡市）
「福岡県病院名簿」（平成21年、福岡県）

**図 3-19　学校、病院、福祉施設等の配置**

### (6) 上下水道施設の整備状況

#### 1) 上水道の整備状況

大野城市及び福岡市の上水道による給水普及状況を表 3-17(1)、(2)に、上水の給水施設の位置を図 3- 20 に示す。

事業予定区域が位置する大野城市の上水普及率は 84.7%、福岡市は 98.1%となっている。事業予定区域の西側には中配水池が近接しているほか、御笠川周辺には地下水取水井が点在しており、最も近接する地下水取水井は「桑の本取水井」である。

表 3-17(1)　上水道の普及状況

| 関係市町 | 行政区域内人口（千人） | 合　計 | | 上水道 | | 簡易水道 | | 専用水道 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 箇所数（箇所） | 給水人口（人） | 箇所数（箇所） | 給水人口（人） | 箇所数（箇所） | 給水人口（人） | 箇所数（箇所） | 給水人口（人） |
| 大野城市 | 92.2 | 7 | 92,865 | 1 | 91,592 | － | － | 6 | 1,273 |
| 福岡市 | 1,336.7 | 125 | 1,407,020 | 1 | 1,402,200 | 1 | 216 | 123 | 4,604 |

資料：「福岡県統計年鑑　平成 18 年版」（平成 21 年、福岡県）

表 3-17(2)　上水道の普及状況

| 関係市町 | 普及率（%） | 年間給水量（千 $m^3$） | 1 日平均給水量（$m^3$） |
|---|---|---|---|
| 大野城市 | 84.7 | 7,942 | 21,758 |
| 福岡市 | 98.1 | 141,144 | 368,695 |

資料：「福岡県統計年鑑　平成 18 年版」（平成 21 年、福岡県）

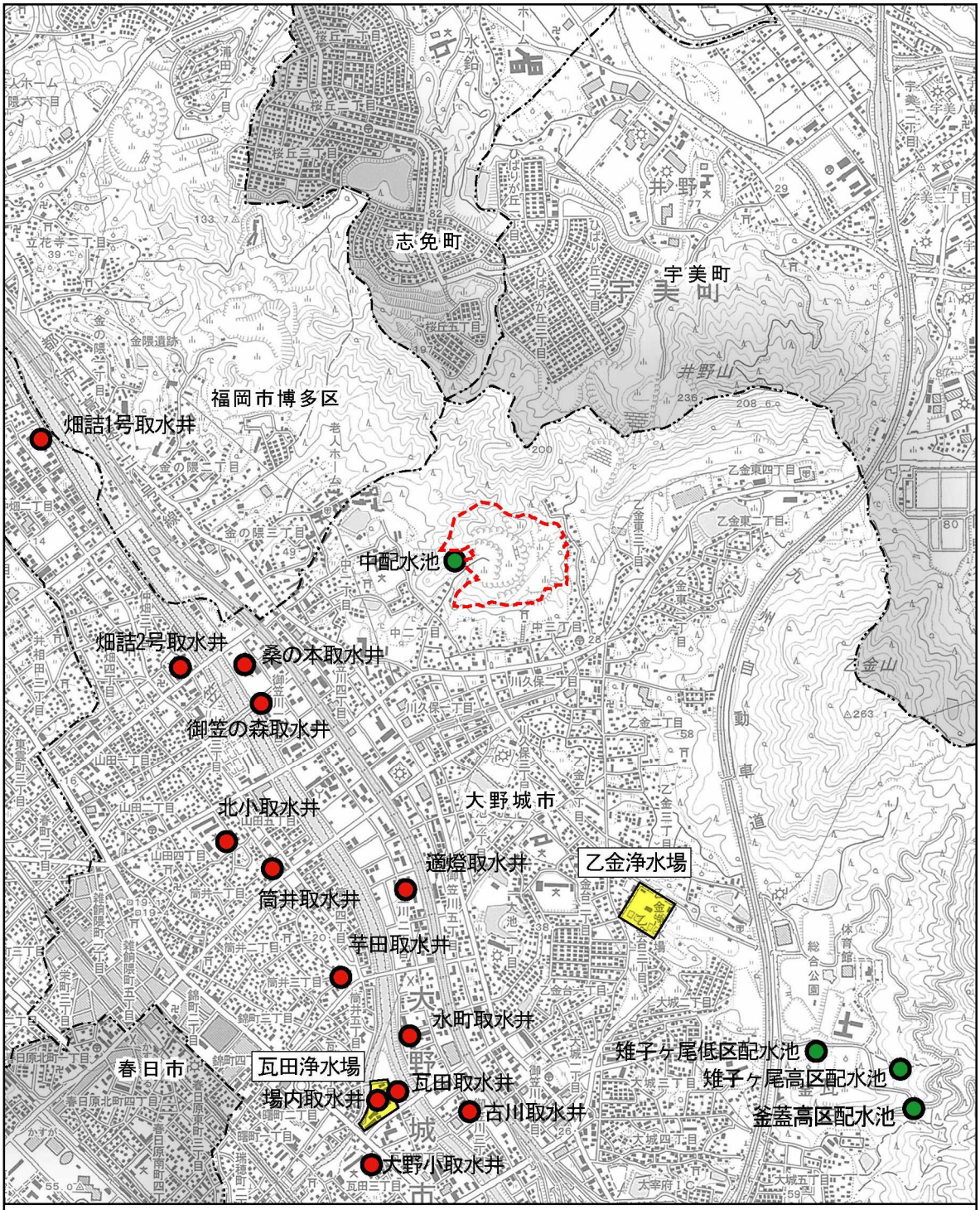


資料：「大野城市水道事業長期経営方針」（平成21年、大野城市）
「福岡市水道長期ビジョン」（平成21年、福岡市）

**図 3- 20　給水施設の状況**

### 2） 下水道の整備状況

大野城市と福岡市博多区全域の下水道の整備状況を表 3-18 に、調査地域の整備状況を図 3-21 に示す。

大野城市と博多区の下水道普及率は、それぞれ 99.7%、99.5%となっている。事業予定区域の南側一部は全体計画区域となっている。

表 3-18　下水道の整備状況（平成 20 年 3 月末）

| 関係市町 | 供用区域人口（人） | 普及率（%） |
|---|---|---|
| 大野城市 | 94,072 | 99.7 |
| 福岡市 | 1,367,800 | 99.5 |

資料：「福岡県の下水道」（平成 21 年、福岡県）

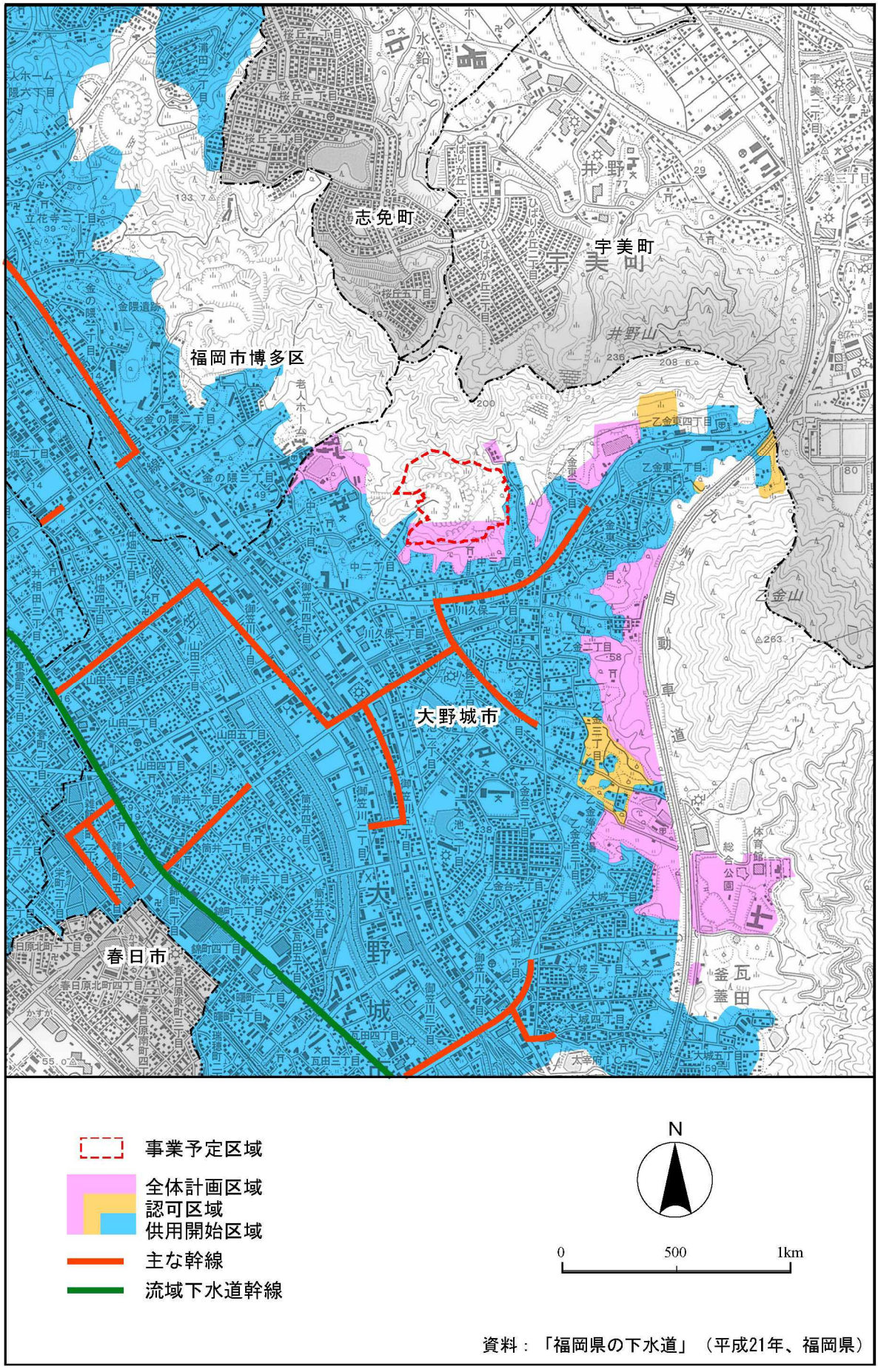


**図 3-21　下水道の整備状況**

### (7) 一般廃棄物の処理状況

大野城市のごみ処理状況を表 3-19 に、また事業予定区域周辺の一般廃棄物の処理施設の概要を表 3-20 に示す。

大野城市のごみ総排出量は 36,452t/年、焼却処理量は 28,156t/年となっている。

一般廃棄物の処理施設は、焼却施設として、大野城環境処理センターと福岡市南部工場が、粗大ごみ処理施設として、春日大野城市リサイクルプラザが、最終処分場として春日大野城衛生施設組合最終処分場と大野城大宰府環境施設組合環境処理センターがある。

なお、本事業の最終処分場には、平成 28 年稼働予定の新南部工場の焼却灰が搬入される計画となっている。

表 3-19　ごみ処理量（平成 18 年度）

| 関係自治体 | 総人口（人） | ごみ総排出量（ｔ/年） | 焼却処理量（ｔ/年） | 1 人 1 日当たりの排出量（g／人日) |
|---|---|---|---|---|
| 大野城市 | 93,505 | 36,452 | 28,156 | 1,068 |

資料：「平成 19 年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）

表 3-20　一般廃棄物の処理施設の概要

| 種類 | 焼却施設 | 処理能力等 |
|---|---|---|
| 焼却施設 | 大野城太宰府環境施設組合／大野城環境処理センター(休炉) | 処理能力：90 トン／日×3 炉、全連続式 |
| | 福岡市／南部工場 | 処理能力：300 トン／日×2 炉、全連続式 |
| 粗大ごみ処理施設 | 春日大野城衛生施設組合／春日大野城リサイクルプラザ | 処理能力：70 トン／日、選別・圧縮 |
| 最終処分場 | 春日大野城衛生施設組合／最終処分場 | 埋立地面積：7,900m$^2$、全体容量：38,900m$^3$ |
| | 大野城太宰府環境施設組合／環境処理センター | 埋立地面積：5,479m$^2$、全体容量：32,000m$^3$ |

資料：「平成 20 年度版　福岡県環境白書」（平成 20 年 12 月、福岡県）

## (8) 環境保全を目的として法令等により指定された地域の状況及び規制等の内容

### 1) 公害関係法令に基づく指定状況

#### ① 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は表 3-21 に示すとおり定められている。項目及び基準はいずれも全国一律に定められている。

表 3-21 大気汚染に係る環境基準

| 項　　目 | 環 境 上 の 条 件 |
|---|---|
| 二酸化硫黄 | 1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。 |
| 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値が 0.10mg／$m^3$ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg／$m^3$ 以下であること。 |
| 光化学オキシダント | 1時間値が 0.06ppm 以下であること。 |
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| ベンゼン | 1年平均値が 0.003mg／$m^3$ 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が 0.2mg／$m^3$ 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が 0.2mg／$m^3$ 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 1年平均値が 0.15mg／$m^3$ 以下であること。 |
| 微小粒子状物質 | 1 年平均値が 15μg/$m^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/$m^3$ 以下であること。 |

1．環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2．浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
3．二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4．光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、$NO_2$ を除く）をいう。
5．ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6．微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

（一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント：昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）
（二酸化硫黄：昭和 48 年 5 月 16 日 環境庁告示第 35 号）
（二酸化窒素：昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）
（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン：平成 9 年 2 月 4 日　環境庁告示第 4 号）
（ジクロロメタン：平成 13 年 4 月 20 日　環境庁告示第 30 号）
（微小粒子状物質：平成 21 年 9 月 9 日　環境庁告示第 33 号）

**② 騒音に係る環境基準**

騒音に係る環境基準を表 3-22 に、調査地域の類型の指定状況を図 3-22 に示す。

事業予定区域は B 類型に分類されており、南側の住宅地は A 類型に分類されている。

航空機騒音に係る環境基準を表 3- 24 に示す。調査対象地域の福岡市博多区と大野城市は航空機騒音の環境基準指定地域となっており、事業予定区域はⅡ類型、事業予定区域南側はⅠ類型に分類されている。

表 3-22(1)　騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

| 地域の類型 | 基　準　値 | |
|---|---|---|
| | 昼　間 | 夜　間 |
| AA | 50dB 以下 | 40dB 以下 |
| A ・ B | 55dB 以下 | 45dB 以下 |
| C | 60dB 以下 | 50dB 以下 |

地域の類型…AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A ：専ら住居の用に供される地域
B ：主として住居の用に供される地域
C ：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
除外する地域…工業専用地域、臨港地区、飛行場
時間の区分…昼間：午前 6 時から午後 10 時まで
夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
（平成 10 年 9 月 30 日　環境庁告示第 64 号）
（最終改正：平成 17 年 5 月 26 日　環境庁告示第 45 号）

表 3-22(2)　騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

| 地域の区分 | 基　準　値 | |
|---|---|---|
| | 昼　間 | 夜　間 |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60dB 以下 | 55dB 以下 |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65dB 以下 | 60dB 以下 |

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
（平成 10 年 9 月 30 日　環境庁告示第 64 号）
（最終改正：平成 17 年 5 月 26 日　環境庁告示第 45 号）

表 3-22(3)　騒音に係る環境基準（幹線道路を担う道路に近接する空間に係る特例基準）

| 基　　準　　値 | |
|---|---|
| 昼　　間 | 夜　　間 |
| 70dB 以下 | 65dB 以下 |
| 備 考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあたっては 45dB 以下、夜間にあたっては 40dB 以下）によることができる。 | |

備考）「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15m

・２車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路　20m

（平成 10 年 9 月 30 日　環境庁告示第 64 号）

（最終改正：平成 17 年 5 月 26 日　環境庁告示第 45 号）

表 3-23　騒音に係る環境基準の類型の当てはめ

| 地 域 の 類 型 | 当　て　は　め　る　地　域 |
|---|---|
| A | 騒音規制法に基づく第 1 種区域 |
| B | 騒音規制法に基づく第 2 種区域 |
| C | 騒音規制法に基づく第 3 種区域及び第 4 種区域 |

備考）この表は、都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法に規定する臨港地区並びに航空法に規定する飛行場については適用しない。

表 3- 24　航空機騒音に係る環境基準

| 地 域 の 類 型 | 当 て は ま る 地 域 | 基 準 値 （WECPNL） |
|---|---|---|
| Ⅰ | 都市計画法に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域。 | 70 以下 |
| Ⅱ | 類型 I をあてはめた地域以外の地域。ただし、都市計画法に規定する工業専用地域、国土利用計画法により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法に規定する市街化区域以外の地域並びに河川法に規定する河川区域、海上、湖沼及び空港敷地又は飛行場敷地である地域は除く。 | 75 以下 |

備考）「航空機騒音に係る環境基準」は、平成 19 年 12 月に改正され、評価量が WEPCNL から Lden に変更になった。基準値はⅠ類型が 57dB 以下、Ⅱ類型が 62dB 以下。現在は移行期間であり、平成 25 年 4 月から施行される。

（昭和 48 年 12 月 27 日　環境庁告示第 154 号）

（最終改正：平成 12 年 12 月 14 日　環境庁告示第 78 号）

（地域の当てはめ：平成 18 年 3 月 15 日　福岡県告示第 523 号）

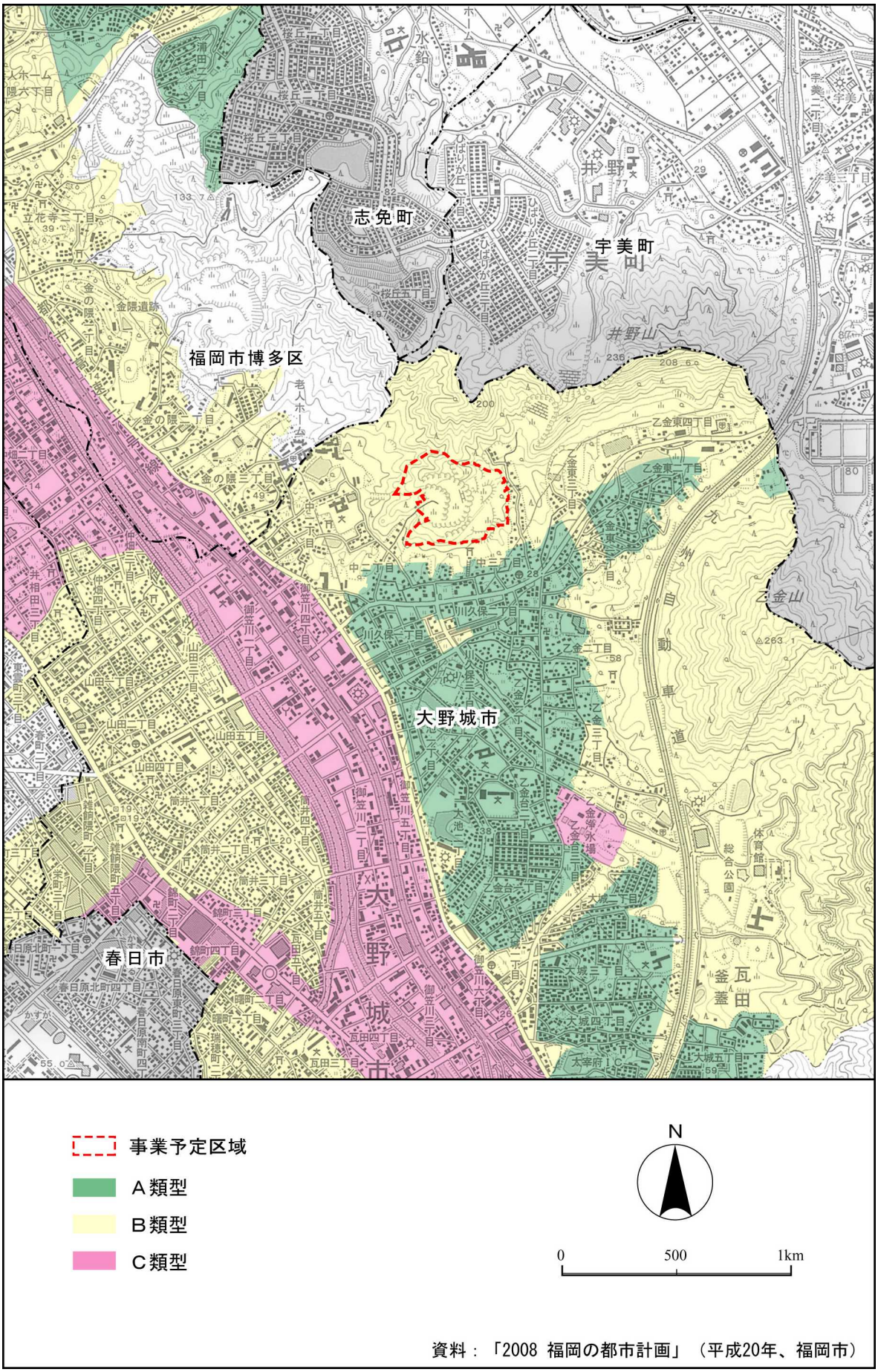


資料：「2008 福岡の都市計画」（平成20年、福岡市）

**図 3-22　騒音に係る環境基準の類型指定の状況**

### ③ 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準としては、全ての公共用水域に「人の健康の保護に関する環境基準」（有害物質 27 項目が対象）が、類型指定を受けた公共用水域について「生活環境の保全に関する環境基準」（河川は pH、SS、BOD、DO、大腸菌群数が対象）がそれぞれ表 3-25 と表 3-26 に示すとおり定められている。

調査対象地域における類型指定の状況は、図 3-23 に示すとおりであり、御笠川と牛頸川がB類型に指定されている。

表 3-25　人の健康の保護に関する環境基準

| 項　　目 | 基　準　値 | 項　　目 | 基　準　値 |
|---|---|---|---|
| カドミウム | 0.01　mg/L 以下 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006　mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | トリクロロエチレン | 0.03　mg/L 以下 |
| 鉛 | 0.01　mg/L 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01　mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05　mg/L 以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002　mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01　mg/L 以下 | チウラム | 0.006　mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L 以下 | シマジン | 0.003　mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02　mg/L 以下 |
| PCB | 検出されないこと | ベンゼン | 0.01　mg/L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02　mg/L 以下 | セレン | 0.01　mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002　mg/L 以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10　mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004　mg/L 以下 | ふっ素 | 0.8　mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1　mg/L 以下 | ほう素 | 1　mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04　mg/L 以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05　mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1　mg/L 以下 | | |

備考）1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

（昭和 46 年 12 月 28 日　環境庁告示第 59 号）
（最終改正：平成 21 年 11 月 30 日　環境省告示第 78 号）

表 3-26　生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）

| 項目／類型 | 利用目的の適用性 | 基準値 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 水素イオン濃度（pH） | 生物化学的酸素要求量（BOD） | 浮遊物質量（SS） | 溶存酸素量（DO） | 大腸菌群数 |
| AA | 水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg／L 以下 | 25mg／L 以下 | 7.5mg／L 以上 | 50MPN／100mL 以下 |
| A | 水道2級、水産1級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 2mg／L 以下 | 25mg／L 以下 | 7.5mg／L 以上 | 1,000MPN／100mL 以下 |
| B | 水道 3 級、水産 2 級及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg／L 以下 | 25mg／L 以下 | 5mg／L 以上 | 5,000MPN／100mL 以下 |
| C | 水産 3 級、工業用水 1 級及びD以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg／L 以下 | 50mg／L 以下 | 5mg／L 以上 | － |
| D | 工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの | 6.0 以上 8.5 以下 | 8mg／L 以下 | 100mg／L 以下 | 2mg／L 以上 | － |
| E | 工業用水 3 級 環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 10mg／L 以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg／L 以上 | － |

備考）1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

注）1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級　：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級　：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級　：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級　：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級　：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの
5. 環 境 保 全　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を感じない限度

（昭和 46 年 12 月 28 日　環境庁告示第 59 号）
（類型指定：昭和 52 年 5 月 13 日　福岡県告示第 651 号）

| 項目／類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 全亜鉛基準値 |
|---|---|---|
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 |
| 生物特 A | 生物Aの水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 |
| 生物特 B | 生物Bの水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 |

（昭和 46 年 12 月 28 日　環境庁告示第 59 号）
（改正：平成 15 年 11 月 5 日　環境省告示第 123 号）

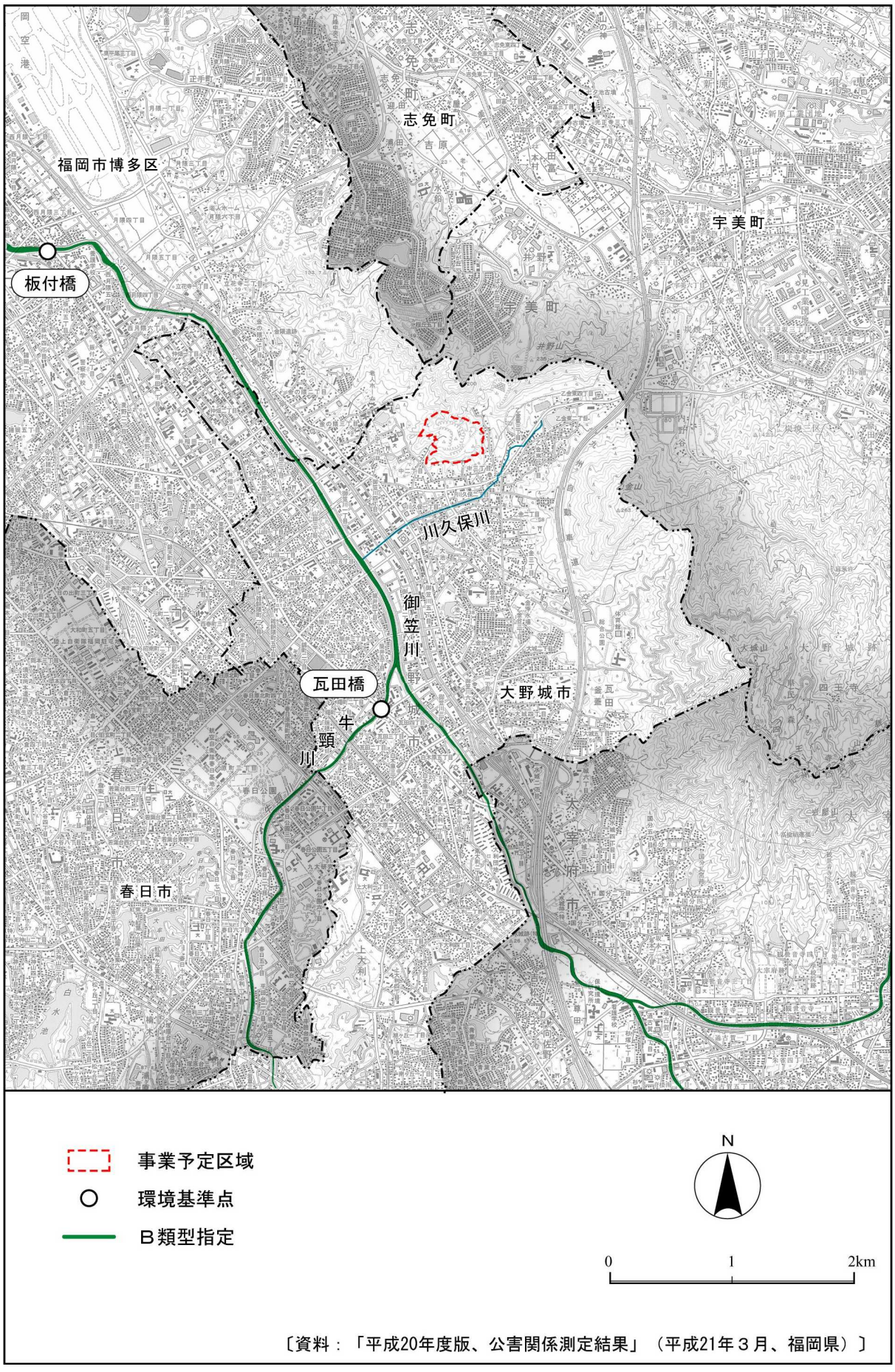


〔資料：「平成20年度版、公害関係測定結果」（平成21年３月、福岡県）〕

**図 3-23　水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況**

### ④ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-27 に示す有害物質 28 項目について全国一律に定められている。

表 3-27　地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項　　目 | 基　準　値 | 項　　目 | 基　準　値 |
|---|---|---|---|
| カドミウム | 0.01　mg/L 以下 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1　mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006　mg/L 以下 |
| 鉛 | 0.01　mg/L 以下 | トリクロロエチレン | 0.03　mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05　mg/L 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01　mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01　mg/L 以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002　mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L 以下 | チウラム | 0.006　mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | シマジン | 0.003　mg/L 以下 |
| ＰＣＢ | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02　mg/L 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02　mg/L 以下 | ベンゼン | 0.01　mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002　mg/L 以下 | セレン | 0.01　mg/L 以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002　mg/L 以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10　mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004　mg/L 以下 | ふっ素 | 0.8　mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1　mg/L 以下 | ほう素 | 1　mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04　mg/L 以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05　mg/L 以下 |

備考）1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

（平成 9 年 3 月 13 日　環境庁告示第 10 号）
（最終改正：平成 21 年 11 月 30 日　環境省告示第 79 号）

### ⑤ 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表 3-28 に示す有害物質 27 項目について全国一律に定められている。

表 3-28　土壌の汚染に係る環境基準

| 項　　目 | 環　境　基　準 |
|---|---|
| カドミウム | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg に 1mg 未満であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液 1L 中につき 0.01mg 以下であること。 |
| 六価クロム | 検液 1L 中につき 0.05mg 以下であること。 |
| 砒素 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg に 15mg 未満であること。 |
| 総水銀 | 検液 1L 中につき 0.0005mg 以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| ＰＣＢ | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg に 125mg 未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1L 中につき 0.02mg 以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1L 中につき 0.002mg 以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1L 中につき 0.004mg 以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1L 中につき 0.02mg 以下であること。 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液 1L 中につき 0.04mg 以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1L 中につき 1mg 以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1L 中につき 0.006mg 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液 1L 中につき 0.03mg 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1L 中につき 0.01mg 以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1L 中につき 0.002mg 以下であること。 |
| チウラム | 検液 1L 中につき 0.006mg 以下であること。 |
| シマジン | 検液 1L 中につき 0.003mg 以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液 1L 中につき 0.02mg 以下であること。 |
| ベンゼン | 検液 1L 中につき 0.01mg 以下であること。 |
| セレン | 検液 1L 中につき 0.01mg 以下であること。 |
| ふっ素 | 検液 1L 中につき 0.8mg 以下であること。 |
| ほう素 | 検液 1L 中につき 1mg 以下であること。 |

備考）1．環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2．カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8 mg、及び 1mg を越えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

４．有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

（平成 3 年 8 月 23 日　環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 20 年 5 月 9 日　環境省告示第 46 号）

### 2） ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準は、表 3-29 に示すとおり全国一律に定められている。

表 3-29　ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

| 媒　体 | 基　準　値 |
|---|---|
| 大　気 | 0.6pg-TEQ/$m^3$ 以下 |
| 水　質<br>（地下水を含む） | 1pg-TEQ/L 以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g 以下 |
| 土　壌 | 1,000pg-TEQ/g 以下 |

備考）１．基準値は、2、3、7、8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。
２．大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
３．土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合は測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

（平成 11 年 12 月 27 日　環境庁告示第 68 号）
（最終改正：平成 21 年 3 月 31 日　環境省告示第 11 号）

### 3） 公害防止に係る規制基準

#### ① 大気汚染に係る規制基準

固定発生源（工場及び事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。

本事業では、大気汚染防止法で指定される施設は設置しない。

#### ② 騒音に係る規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づき、特定施設を有する特定工場等、特定建設作業及び自動車騒音の規制基準が表 3-30～表 3-33 に示すとおり定められている。調査対象地域の指定状況は図 3-24 に示すとおり定められている。

また、騒音規制法に基づく特定建設作業は表 3-34 に示すとおり定められている。

表 3-30　騒音規制法に基づく特定工場等の規制基準

| 区域の区分 | 時　間　の　区　分 | | |
|---|---|---|---|
| | 昼　間<br>（午前 8 時～午後 7 時） | 朝・夕<br>（午前 6 時～8 時、<br>午後 7 時～11 時） | 夜　間<br>（午後 11 時～翌午前 6 時） |
| 第 1 種区域 | 50dB | 45dB | 45dB |
| 第 2 種区域 | 60dB | 50dB | 50dB |
| 第 3 種区域 | 65dB | 65dB | 55dB |
| 第 4 種区域 | 70dB | 70dB | 65dB |

（昭和 43 年 11 月 27 日　厚生省・農林省・通産省・運輸省告示第 1 号）
（最終改正：平成 18 年 9 月 29 日　環境省告示第 132 号）

表 3-31　騒音規制法に基づく指定地域について

| 区域の区分 | 該　当　地　域 |
|---|---|
| 第 1 種区域 | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 |
| 第 2 種区域 | 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域 他 |
| 第 3 種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 |
| 第 4 種区域 | 工業地域、工業専用区域、臨港地区 |
| 除外する区域 | 飛行場 |

表 3-32　騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

| 区分 | 特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ | 作業ができない時間 | | 1 日の作業時間 | | 作　業　期　間 | | 日曜休日における作業 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 第 1 号区　域 | 第 2 号区　域 | 第 1 号区　域 | 第 2 号区　域 | 第 1 号区　域 | 第 2 号区　域 | |
| 特定建設作業 | 85dB | 午後 7 時～午前 7 時 | 午後 10 時～午前 6 時 | 10 時間 | 14 時間 | 連続 6 日 | | 禁　止 |
| 備考 | | 災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。 | | その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。 | | 災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。 | | 災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法及び道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く。 |

備考）区域の区分は、次のように知事が定めている。
第 1 号区域…指定区域のうち、第 1 種区域～第 3 種区域及び第 4 種区域のうち第 2 号区域を除く区域
第 2 号区域…第 4 種区域のうち、学校、病院等からおおむね 80m 以内の区域を除いた区域
（昭和 43 年 11 月 27 日、厚生省・建設省告示第 1 号）
（最終改正：平成 18 年 9 月 29 日　環境省告示第 132 号）

表 3-33　自動車騒音の要請限度

| 区　域　の　区　分 | | 時　間　の　区　分 | |
|---|---|---|---|
| | | 昼 間<br>(午前 6 時～<br>午後 10 時) | 夜 間<br>(午後 10 時～<br>翌午前 6 時) |
| 1 | a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 | 65dB | 55dB |
| 2 | a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70dB | 65dB |
| 3 | b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75dB | 70dB |

備考）a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

一　a 区域　専ら住居の用に供される区域

二　b 区域　主として住居の用に供される区域

三　c 区域　相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

（平成 12 年 3 月 2 日、総理府例第 15 号）

（最終改正：平成 12 年 12 月 15 日　総理府例第 150 号）

表 3-34　騒音規制法の特定建設作業

| |
|---|
| 1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） |
| 2. びょう打機を使用する作業 |
| 3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係わる 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。） |
| 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット kw 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） |
| 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又は、アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） |
| 6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 |
| 7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用した作業 |
| 8. ブルトーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 |

（昭和 43 年 11 月 27 日　政令第 324 号）

（最終改正：平成 19 年 11 月 21 日　政令第 339 号）

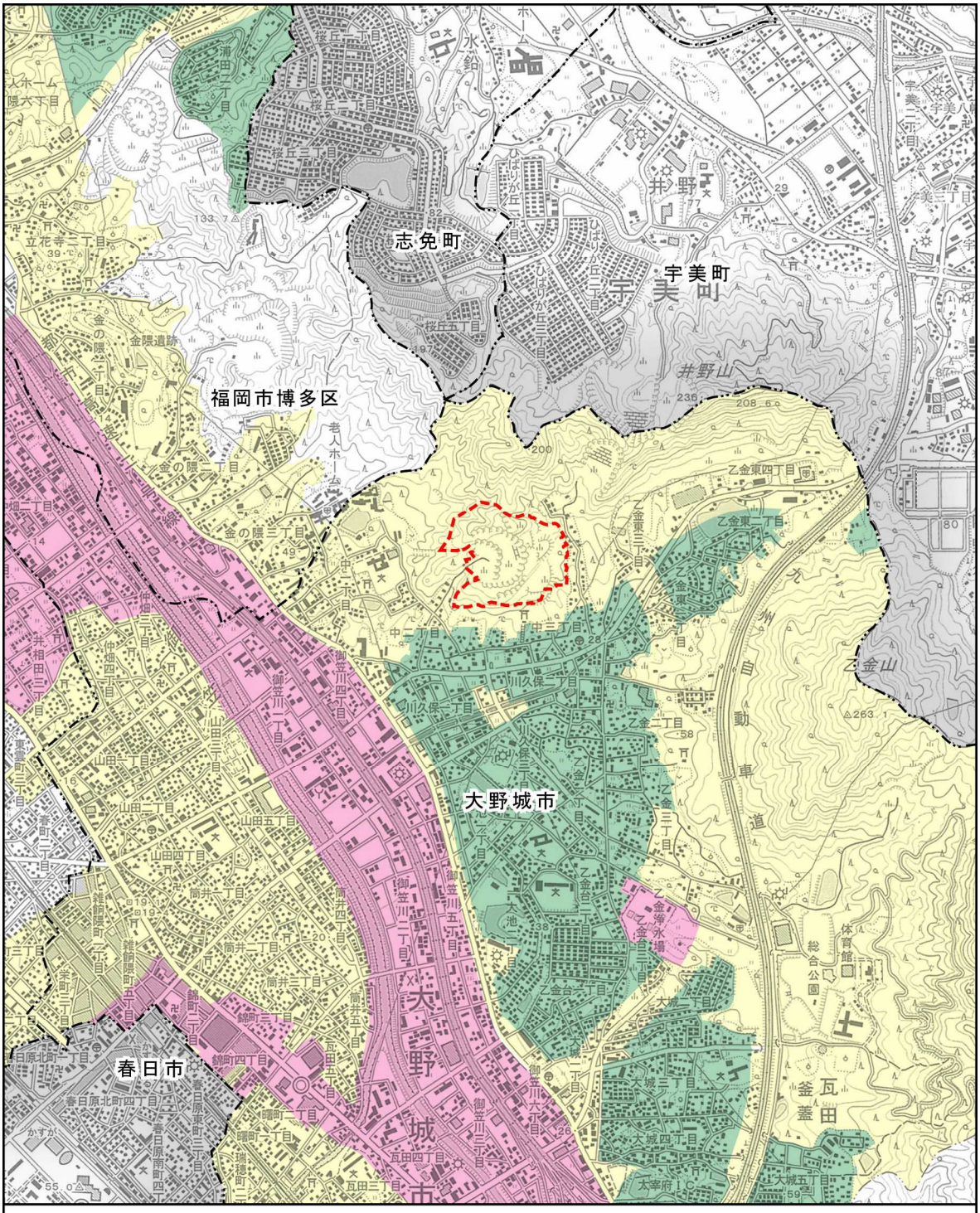


| 特定工場等において発生する騒音に係る規制基準 | 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 | 自動車騒音の要請限度 |
|---|---|---|
| 第一種区域 | 第１号区域 | a 区域 |
| 第二種区域 | | b 区域 |
| 第三種区域 | | c 区域 |
| 第四種区域 | 第２号区域 | |

資料：「2008　福岡の都市計画」
（平成20年、福岡市）

**図 3-24　騒音規制法に基づく規制区域**

### ③ 振動に係る規制基準

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、特定施設を有する特定工場等、特定建設作業、道路交通振動について表 3-35～表 3-38 に示すとおりそれぞれ規制基準等が定められている。調査対象地域の指定状況は図 3-25 に示すとおり定められている。

また、振動規制法に基づく特定建設作業は表 3-39 に示すとおり定められている。

表 3-35　振動規制法に基づく特定工場等の規制基準

| 時間の区分 / 区域の区分 | 昼　　間（午前 8 時～午後 7 時） | 夜　　間（午後 7 時～翌日午前 8 時） |
|---|---|---|
| 第 1 種 区 域 | 60dB | 55dB |
| 第 2 種 区 域 | 65dB | 60dB |

（昭和 51 年 11 月 10 日　環境庁告示第 90 号）
（最終改正：平成 18 年 9 月 29 日　環境省告示第 132 号）

表 3-36　振動規制法に基づく区域の区分

| | |
|---|---|
| 第 1 種区域 | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、<br>第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、<br>第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域 |
| 第 2 種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |

備考）原則として森林地域のうち標高 200m 以上の地域、工業専用地域及び臨港地区を除いた地域が指定地域となる。

表 3-37　振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

| 区分 | 特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ | 作業ができない時間 | | 1 日の作業時間 | | 同一場所における作業期間 | | 日曜休日における作業 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 第 1 号区域 | 第 2 号区域 | 第 1 号区域 | 第 2 号区域 | 第 1 号区域 | 第 2 号区域 | |
| 特定建設作業 | 75dB を越える大きさのものでないこと | 午後 7 時～午前 7 時 | 午後 10 時～午前 6 時 | 10 時間 | 14 時間 | 連続 6 日 | | 禁　止 |
| 備考 | | 災害等で緊急を要する場合、危険防止のため行う場合、鉄道の運行のため夜間に行う必要がある場合及び道路法、道路交通法に基づき夜間に行うべき場合を除く。 | | 災害等で緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。 | | | | 災害等で緊急を要する場合、危険防止のため行う場合、鉄道の運行のため及び変電所の工事で休日に行う必要がある場合、並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うべき場合を除く。 |

備考）区域の区分は、次のように知事が定めている。（振動規制法施行規則・別表第 1）
第 1 号区域…指定区域のうち、第 1 種区域～第 3 種区域及び第 4 種区域のうち第 2 号区域を除く区域
第 2 号区域…第 2 種区域のうち、学校、病院等からおおむね 80m 以内の区域を除いた区域
（昭和 51 年 10 月 22 日　政令第 280 号）
（最終改正：平成 14 年 12 月 26 日　政令第 397 号）

表 3-38　道路交通振動の要請限度

| 時間の区分 / 区域の区分 | 昼　　間<br>（午前 8 時～午後 7 時） | 夜　　間<br>（午後 7 時～翌日午前 8 時） |
|---|---|---|
| 第 1 種 区 域 | 65 dB | 60 dB |
| 第 2 種 区 域 | 70 dB | 65 dB |

備考）区域に区分及び時間の区分は、知事が定めており、振動規制法に基づく特定工場等の規制基準の区分と同じである。

（昭和 51 年 10 月 22 日　政令第 280 号）

（最終改正：平成 14 年 12 月 26 日　政令第 397 号）

表 3-39　振動規制法の特定建設作業

| |
|---|
| 1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打機（圧入式くい打機を除く。）を使用する作業 |
| 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 |
| 3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業の係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。） |
| 4. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。） |

（昭和 51 年 10 月 22 日　政令第 280 号）

（最終改正：平成 14 年 12 月 26 日　政令第 397 号）

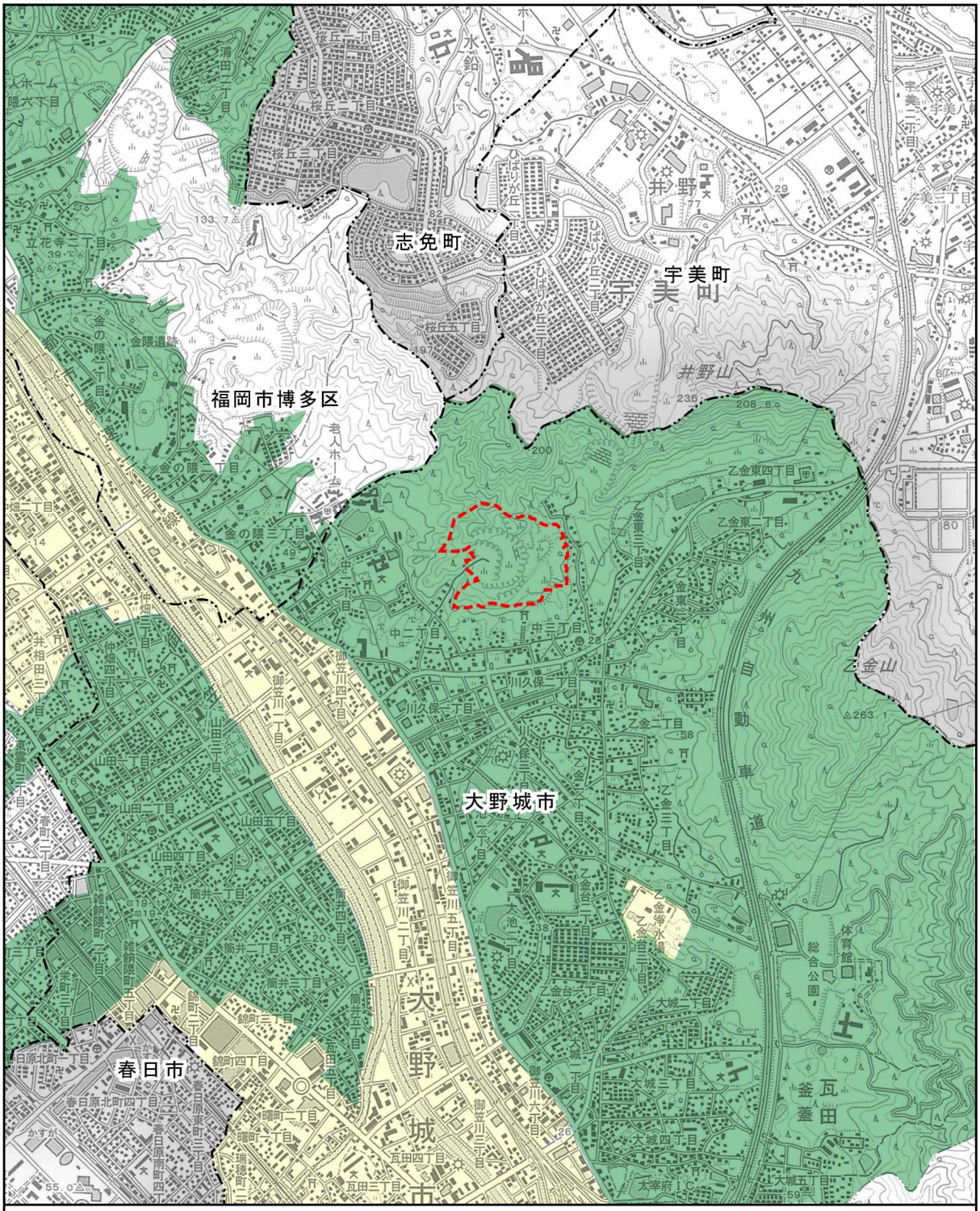


| | 特定工場等において発生する振動に係る規制基準 | 特定建設作業の規制に関する基準 | 道路交通振動の要請限度 |
|---|---|---|---|
| | 第一種区域 | 第１号区域 | 第一種区域 |
| | 第二種区域 | | 第二種区域 |
| | | 第２号区域 | |

資料：「2008　福岡の都市計画」
（平成20年、福岡市）

**図 3-25　振動規制法に基づく規制区域**

### ④ 悪臭に係る規制基準

悪臭防止法では、悪臭規制地域を指定し、工場その他の事業場から排出される悪臭物質の濃度について規制が行われている。大野城市では、人の嗅覚によって臭気を測定する臭気指数による規制が市内全域で導入されており、その基準値は表 3-40（1）に示すとおり定められている。福岡市では、対象事業場の敷地境界線、気体排出口、排水口においてアンモニア等 22 物質が市内全域で指定されており、その基準値は表 3-40（2）に示すとおりである。なお、福岡市には悪臭対策指導要綱があり、臭気指数 10 が規定されている

表 3-40(1)　悪臭防止法に基づく規制基準値（大野城市）

| 項　　目 | 基準値 |
|---|---|
| 臭気指数 | 12 |

表 3-40(2)　悪臭防止法に基づく規制基準値（福岡市）

| 悪　臭　物　質 | 規制基準 | | | 規制値（ppm） | においの性質 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 敷地 | 排気 | 排水 | | |
| アンモニア | ○ | ○ | × | 1 | し尿のようなにおい |
| メチルメルカプタン | ○ | × | ○ | 0.002 | 腐った玉ねぎのようなにおい |
| 硫化水素 | ○ | ○ | ○ | 0.02 | 腐った卵のようなにおい |
| 硫化メチル | ○ | × | ○ | 0.01 | 腐ったキャベツのようなにおい |
| 二硫化メチル | ○ | × | ○ | 0.009 | |
| トリメチルアミン | ○ | ○ | × | 0.005 | 腐った魚のようなにおい |
| アセトアルデヒド | ○ | × | × | 0.05 | 刺激的な青ぐさいにおい |
| プロピオンアルデヒド | ○ | ○ | × | 0.05 | 刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい |
| ノルマルブチルアルデヒド | ○ | ○ | × | 0.009 | |
| イソブチルアルデヒド | ○ | ○ | × | 0.02 | |
| ノルマルバレルアルデヒド | ○ | ○ | × | 0.009 | むせるような甘酸っぱい焦げたにおい |
| イソバレルアルデヒド | ○ | ○ | × | 0.003 | |
| イソブタノール | ○ | ○ | × | 0.9 | 刺激的な発酵したにおい |
| 酢酸エチル | ○ | ○ | × | 3 | 刺激的なシンナーのようなにおい |
| メチルイソブチルケトン | ○ | ○ | × | 1 | |
| トルエン | ○ | ○ | × | 10 | ガソリンのようなにおい |
| スチレン | ○ | × | × | 0.4 | 都市ガスのようなにおい |
| キシレン | ○ | ○ | × | 1 | ガソリンのようなにおい |
| プロピオン酸 | ○ | × | × | 0.03 | 刺激的な酸っぱいにおい |
| ノルマル酪酸 | ○ | × | × | 0.001 | 汗くさいにおい |
| ノルマル吉草酸 | ○ | × | × | 0.0009 | むれた靴下のにおい |
| イソ吉草酸 | ○ | × | × | 0.001 | |

備考）敷地：敷地境界線規制、排気：気体排出口規制、排水：排水口規制
規制基準の欄における○は該当する規制が存在することを、×は該当する規制が存在しないことを示す。

（昭和 46 年 6 月 1 日　法律第 91 号）
（最終改正：平成 18 年 6 月 2 日　法律第 50 号）

### ⑤ 水質汚濁に係る規制基準

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき、特定施設を有する特定事業場からの排出水について規制基準が表 3-41 に示すとおり定められている。また、規制強化の措置としては、全国一律の排水基準による環境基準の達成が困難な水域において、より厳しい上乗せ規制を設定できるものとされている。大野城市及び福岡市博多区では、博多湾海域及びこれに流入する公共用水域に上乗せ規制が設定されている。

なお、本事業で設置する施設は、同法の特定施設には該当しない。

表 3-41(1)　水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質）

| 項　　目 | 許　容　限　度 | 項　　目 | 許　容　限　度 |
|---|---|---|---|
| カドミウム及びその化合物 | 0.1　mg/L | 1,1,1-トリクロロエタン | 3　mg/L |
| シアン化合物 | 1　mg/L | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06　mg/L |
| 有機燐化合物 | 1　mg/L | トリクロロエチレン | 0.3　mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 0.1　mg/L | テトラクロロエチレン | 0.1　mg/L |
| 六価クロム化合物 | 0.5　mg/L | 1,3-ジクロロプロペン | 0.02　mg/L |
| 砒素及びその化合物 | 0.1　mg/L | チウラム | 0.06　mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀<br>その他の水銀化合物 | 0.005　mg/L | シマジン | 0.03　mg/L |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.2　mg/L |
| ＰＣＢ | 0.003　mg/L | ベンゼン | 0.1　mg/L |
| ジクロロメタン | 0.2　mg/L | セレン及びその化合物 | 0.1　mg/L |
| 四塩化炭素 | 0.02　mg/L | ほう素及びその化合物 | 10　mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04　mg/L | ふっ素及びその化合物 | 8　mg/L |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.2　mg/L | アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 100　mg/L |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4　mg/L | | |

備考）１．有機燐化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。
２．「検出されないこと」とは、第 2 条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
３．ほう素、ふっ素は、海域を除く。
４．「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び賞賛化合物」は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

（昭和 45 年 12 月 25 日　法律第 138 号）
（最終改正：平成 18 年 6 月 14 日　法律第 68 号）

表 3-41(2)　水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目）

| 項　　目 | 許　容　限　度 |
|---|---|
| 水素イオン濃度（pH） | 5.8 ～ 8.6（海域以外） |
| 生物化学的酸素要求量（BOD） | 160 mg/L（日間平均 120 mg/L） |
| 化学的酸素要求量（COD） | 160 mg/L（日間平均 120 mg/L） |
| 浮遊物質量（SS） | 200 mg/L（日間平均 150 mg/L） |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） | 5　mg/L |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） | 30　mg/L |
| フェノール類含有量 | 5　mg/L |
| 銅含有量 | 3　mg/L |
| 亜鉛含有量 | 2　mg/L |
| 溶解性鉄含有量 | 10　mg/L |
| 溶解性マンガン含有量 | 10　mg/L |
| クロム含有量 | 2　mg/L |
| 大腸菌群数 | 日間平均 3,000 個/$cm^3$ |
| 窒素含有量 | 120 mg/L（日間平均 60 mg/L） |
| りん含有量 | 16　mg/L（日間平均 8 mg/L） |

備考）1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 窒素又はりんの排水規制については、環境庁長官が定める湖沼或いは海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

（昭和 45 年 12 月 25 日　法律第 138 号）
（最終改正：平成 18 年 6 月 14 日　法律第 68 号）

### ⑥ 廃棄物最終処分場に係る技術上の基準

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）では、一般廃棄物最終処分場の放流水について、表 3- 42 に示す技術上の基準が定められている。

表 3- 42　一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

| 項　目 | | 基準 | 項　目 | | 基準 |
|---|---|---|---|---|---|
| アルキル水銀化合物 | mg/L | 検出されないこと | チオベンカルブ | mg/L | 0.2 以下 |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | mg/L | 0.005 以下 | ベンゼン | mg/L | 0.1 以下 |
| カドミウム及びその化合物 | mg/L | 0.1 以下 | セレン及びその化合物 | mg/L | 0.1 以下 |
| 鉛及びその化合物 | mg/L | 0.1 以下 | ほう素及びその化合物 | ㎎/L | 10 以下 |
| 有機燐化合物 | mg/L | 1 以下 | ふっ素及びその化合物 | mg/L | 8 以下 |
| 六価クロム化合物 | mg/L | 0.5 以下 | ｱﾝﾓﾆｱ，ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | mg/L | 100 以下 |
| 砒素及びその化合物 | ㎎/L | 0.1 以下 | 水素イオン濃度 | mg/L | 5.8～8.6 以下 |
| シアン化合物 | mg/L | 1 以下 | 生物化学的酸素要求量 | mg/L | 60 以下 |
| ポリ塩化ビフェニル | mg/L | 0.003 以下 | 化学的酸素要求量 | mg/L | 90 以下 |
| トリクロロエチレン | mg/L | 0.3 以下 | 浮遊物質量 | mg/L | 60 以下 |
| テトラクロロエチレン | mg/L | 0.1 以下 | ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（鉱油類含有量） | mg/L | 5 以下 |
| ジクロロメタン | mg/L | 0.2 以下 | ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） | mg/L | 30 以下 |
| 四塩化炭素 | mg/L | 0.02 以下 | フェノール類含有量 | mg/L | 5 以下 |
| 1,2 -ジクロロエタン | mg/L | 0.04 以下 | 銅含有量 | mg/L | 3 以下 |
| 1,1 -ジクロロエチレン | mg/L | 0.2 以下 | 亜鉛含有量 | mg/L | 5 以下 |
| シス -1,2 -ジクロロエチレン | mg/L | 0.4 以下 | 溶解性鉄含有量 | mg/L | 10 以下 |
| 1,1,1 -トリクロロエタン | mg/L | 3 以下 | 溶解性マンガン含有量 | mg/L | 10 以下 |
| 1,1,2 -トリクロロエタン | mg/L | 0.06 以下 | クロム含有量 | mg/L | 2 以下 |
| 1,3 -ジクロロプロペン | mg/L | 0.02 以下 | 大腸菌群数 | $m^3$ | 3,000 以下 |
| チウラム | mg/L | 0.06 以下 | 窒素含有量 | mg/L | 120（日間平均 60 以下） |
| シマジン | mg/L | 0.03 以下 | 燐含有量 | mg/L | 16（日間平均 8 以下） |

備考）・「検出されないこと」とは，第 3 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において，その結果が当該検査方法の定量下限値を下まわることをいう。
・「日間平均」による排水基準値は，1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
・海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き，それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
・窒素含有量についての排水基準は，窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼，海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

（昭和 52 年 3 月 14 日　総理府・厚生省令第 1 号）
（最終改正：平成 18 年 11 月 10 日　環境省令第 33 号）

**⑦ 土壌汚染に係る規制基準**

**「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）では、使用が廃止された特定有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、または土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、一定の調査が義務づけられている。土壌汚染が判明した土地は指定区域となり、汚染の除去等の措置が行われるまでその台帳が公示・閲覧される。**

**調査対象地域には、土壌汚染対策法（第 5 条第 1 項）に基づく「指定区域」の指定はない。**

**⑧ 地盤沈下に係る規制**

**調査対象地域には、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）に基づく地下水の採取の規制を受ける指定地域はない。**

### 4） 自然環境関係法令に基づく指定状況

#### ① 自然環境保全地域等

福岡県内には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく原生自然環境保全地区や自然環境保全地区の指定はない。調査対象地域には、「福岡県環境保全に関する条例」（昭和 47 年福岡県条例第 28 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

#### ② 自然公園

自然公園は、区域の持つ資質や景観の特殊性、立地条件などに応じて国立公園、国定公園、県立自然公園の３種類に分けられる。調査対象地域には、「福岡県立自然公園条例」（昭和 38 年福岡県条例第 25 号）に基づく自然公園として、太宰府県立自然公園に指定された地域がある（図 3-26）。

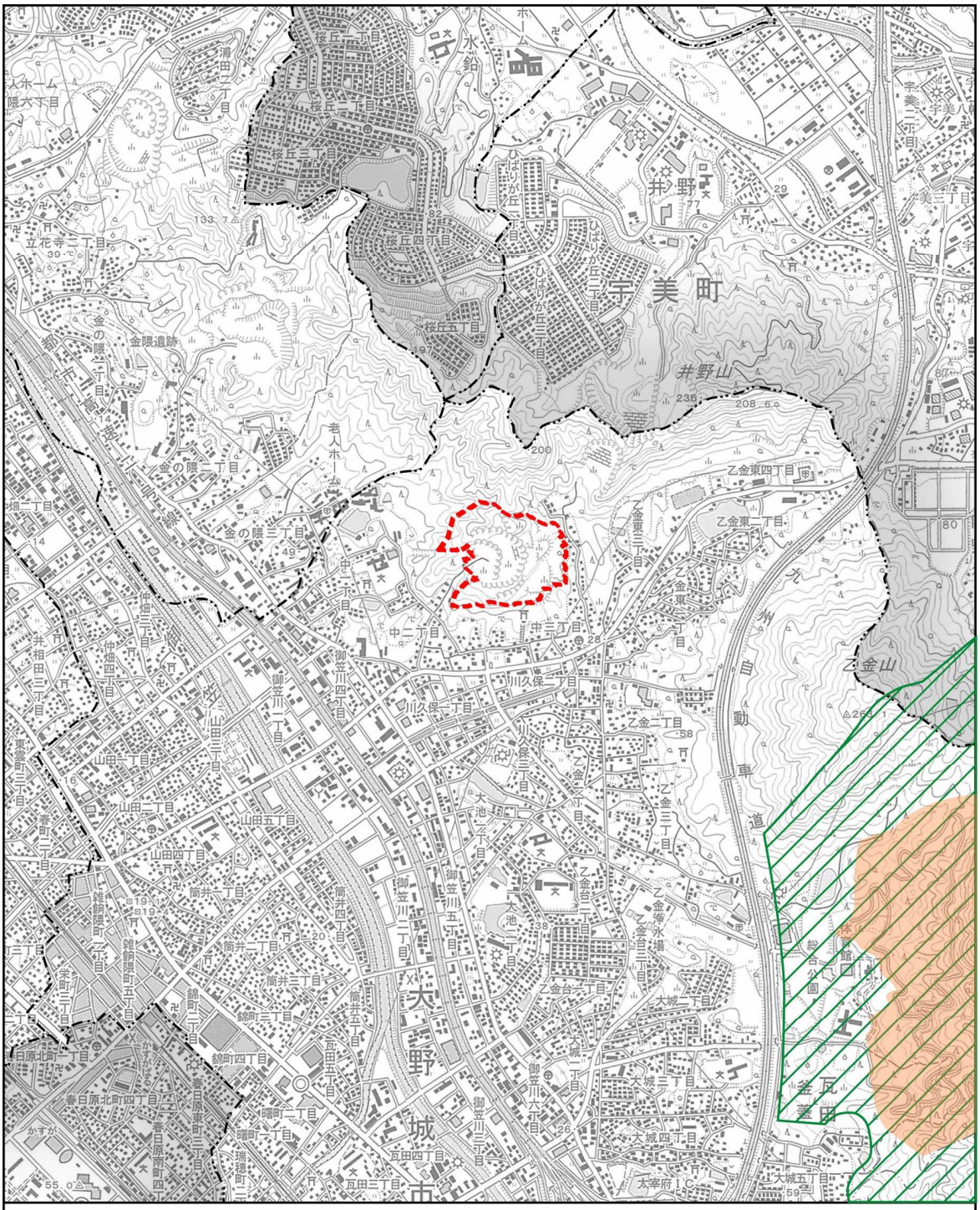


**図 3-26　自然公園の指定状況**

**③ 鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区及び休猟区の指定状況**

福岡県では、野生鳥獣の保護繁殖と狩猟の適正化を図ることを目的として、5 年毎に鳥獣保護事業計画を策定しており、調査対象地域では、「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区として図 3-27 に示す範囲が指定されている。

事業予定区域は、鳥獣保護区に指定されていない。

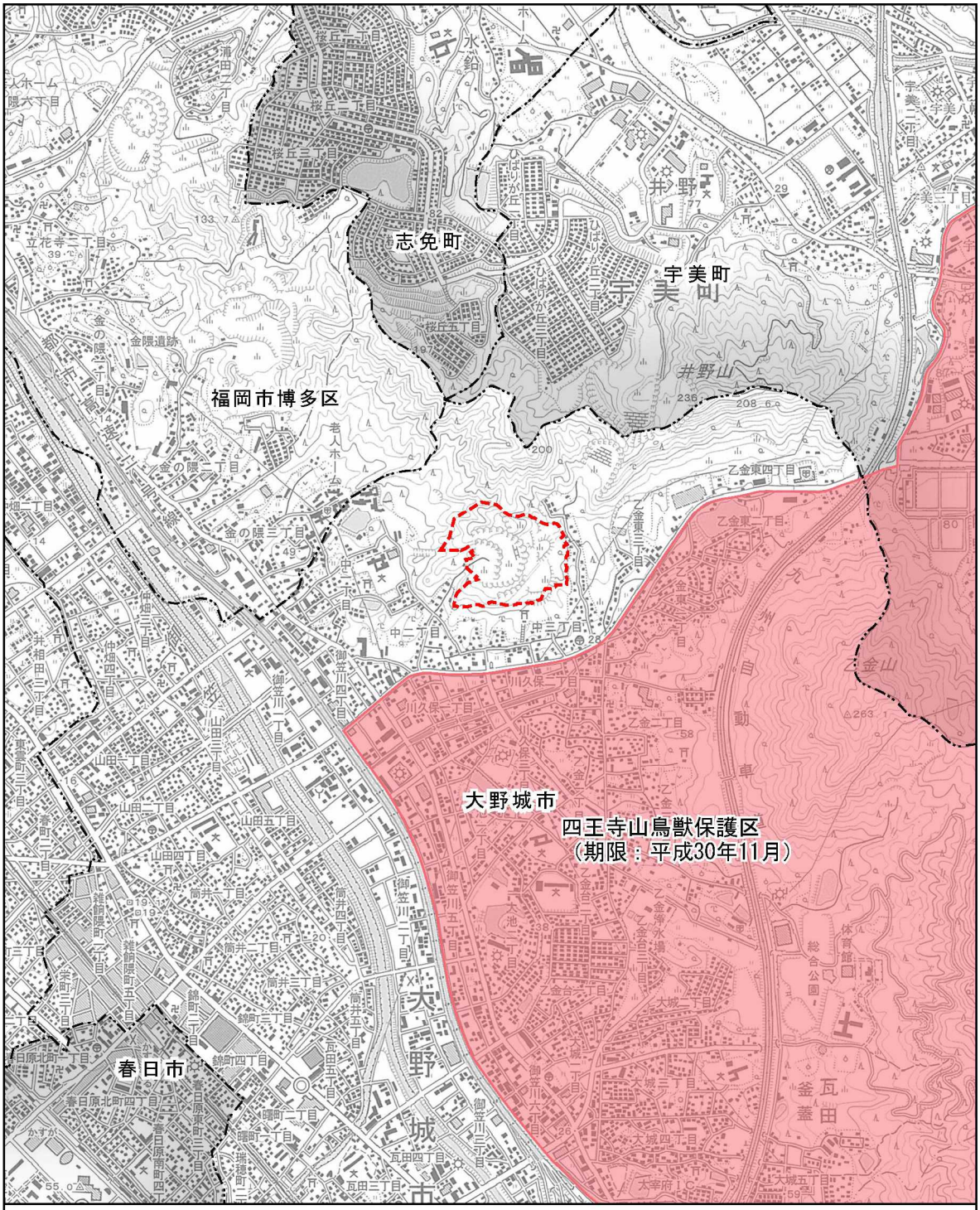


資料：「平成20年度　福岡県鳥獣保護区等位置図」（平成20年10月、福岡県）

**図 3-27　鳥獣保護区及び休猟区の指定状況**

**④ 風致地区及び特別緑地保全地区**

自然要素に富んだ良好な景観をしており、都市環境の保全を図るために風致の維持を図ることが望ましい地区は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき風致地区として指定されている。また、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区は、緑地を保全するとともに緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として指定するものである。

調査対象地域では、風致地区と特別緑地保全地区に指定されている地区はない。

**5） 文化財保護法に基づく指定状況**

調査対象地域内の「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により指定された文化財及び遺跡、古墳群等の分布を図 3-28 に、指定文化財の概要を表 3-43 に示す。

調査対象範囲内には「御笠の森」（市指定天然記念物）が事業予定区域の南西にあるが、事業予定区域内には指定文化財及び遺跡、古墳群は確認されていない。ただし、事業予定区域周辺には、多くの遺跡、古墳群が確認されており、事業予定区域は遺跡埋蔵地区または包蔵の可能性のある地域となっている。

表 3-43　指定文化財の概要

| 種　別 | | 名　称 |
|---|---|---|
| 市 | 天然記念物 | 御笠の森 |

資料：「わたしたちの文化財 2」（大野城市教育委員会）

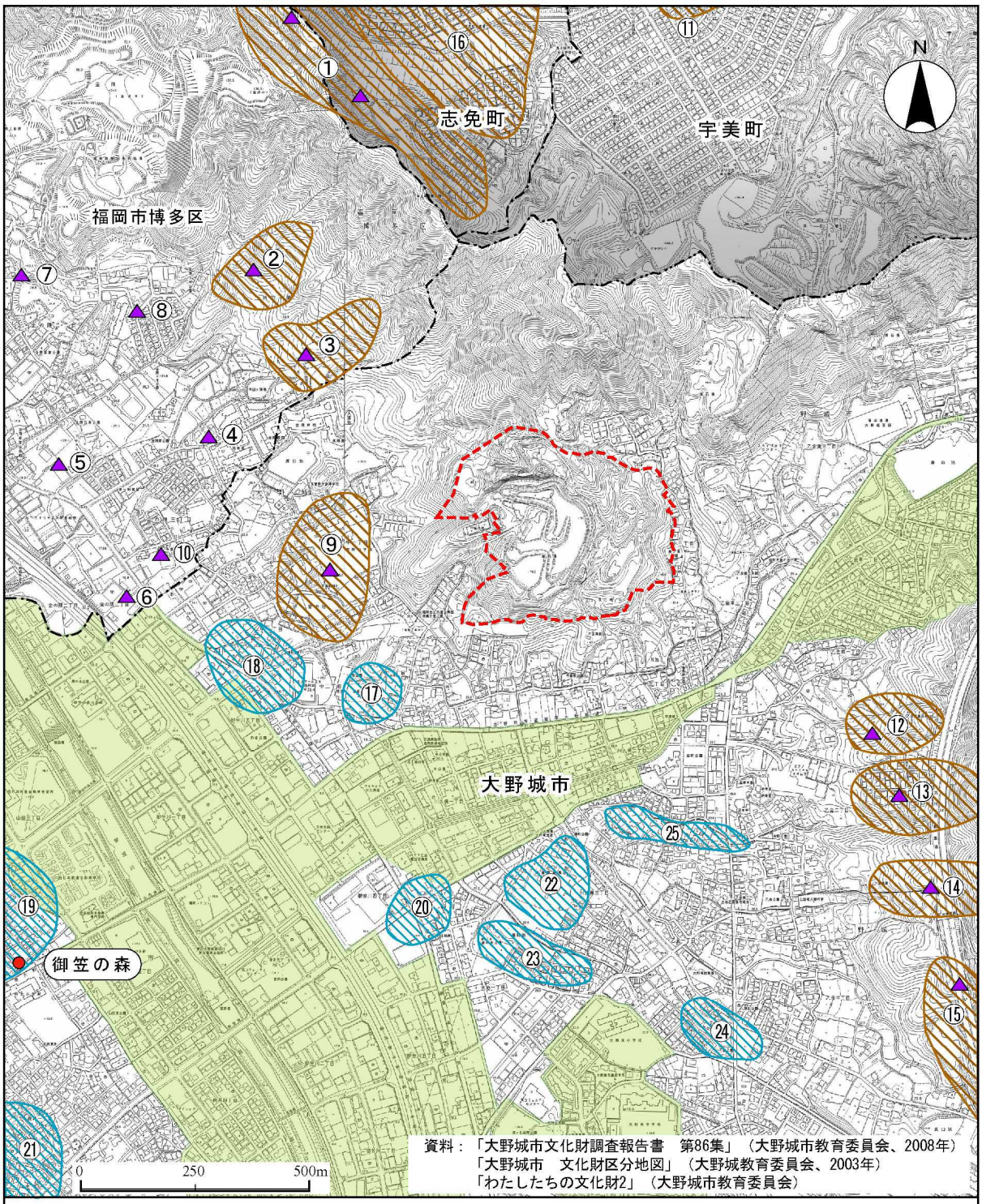


| No. | 古墳名称 | No. | 古墳名称 | No. | 遺跡名称 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 持田ヶ浦古墳群A群 | 11 | 観音浦古墳群 | 17 | 御陵前の像遺跡 |
| 2 | 持田ヶ浦古墳群B群 | 12 | 善一田古墳群 | 18 | 塚口遺跡 |
| 3 | 持田ヶ浦古墳群C群 | 13 | 王城山古墳群 | 19 | 御笠の森遺跡 |
| 4 | 持田ヶ浦古墳群D群 | 14 | 古野古墳群 | 20 | ヒケシマ遺跡 |
| 5 | 持田ヶ浦古墳群E群 | 15 | 原口古墳群 | 21 | 村下遺跡 |
| 6 | 持田ヶ浦古墳群F群 | 16 | 桜ヶ丘古墳群 | 22 | 森園遺跡 |
| 7 | 影ヶ浦古墳群 | | | 23 | 中・寺尾遺跡 |
| 8 | 堤ヶ浦古墳群 | | | 24 | 薬師の森遺跡 |
| 9 | 御陵古墳群 | | | 25 | 松葉園遺跡 |
| 10 | 今里不動古墳 | | | | |

事業予定区域
古墳
古墳群
遺跡群
遺跡のない地区、または遺跡の消滅した地域
市指定文化財

※大野城市では、　以外の地域を遺跡包蔵地区または包蔵の可能性のある地域としている。

**図 3-28　指定文化財及び遺跡、古墳群の分布**